

## 令和7年第7回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和7年9月11日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和7年9月18日	午前10時00分
	閉 会	令和7年9月18日	午後3時55分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名                      欠 席 1 名                      欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	島 袋 恵	出	9	真 部 卓 也	欠
2	松 本 一 也	〃	10	伊 良 波 勤	出
3	松 田 大 輔	〃	11	具 志 堅 正 英	〃
5	山 川 竜	〃	12	仲 宗 根 須 磨 子	〃
6	小 橋 川 健	〃	13	喜 納 政 樹	〃
7	長 濱 功	〃	14	座 間 味 栄 純	〃
8	仲 程 清	〃	15	具 志 堅 勉	〃

※ 会議録署名議員

3 番	松 田 大 輔	5 番	山 川 竜
-----	---------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	上 原 正 史
教 育 長	喜 納 す え 子	住 民 生 活 統 括 監	仲 宗 根 章
産 業 振 興 統 括 監	並 里 力	総 務 課 長	宮 城 健
住 民 課 長	大 城 尚 子	福 祉 課 長	渡 久 地 政 克
健 康 づ くり 推 進 課 長	大 濱 兼 愛	子 育 て 支 援 課 長	松 田 武
企 画 商 工 観 光 課 長	喜 納 政 国	建 設 課 長	渡 久 地 要
農 林 水 産 課 長	平 安 山 良 信	上 下 水 道 課 長	知 念 毅
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 城 睦	教 育 委 員 会 事 務 局 長	安 里 孝 夫

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	崎 原 誠	主 任 主 事	與 那 嶺 卓
---------	-------	---------	---------

# 議 事 日 程

9月18日（木）3日目

日程番号	議案番号	件 名
1		一 般 質 問 1. 5番 山 川 竜 議員 2. 12番 仲宗根 須磨子 議員 3. 11番 具志堅 正 英 議員
2	議案第33号	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について <span style="float: right;">（審議・採決）</span>
3	議案第34号	本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について <span style="float: right;">（審議・採決）</span>
4	議案第35号	動産の買入れ契約の締結について（令和7年度学習者用端末購入） <span style="float: right;">（審議・採決）</span>
5	議案第36号	権利の放棄について（補助金返還金債権） <span style="float: right;">（審議・採決）</span>
6	議案第37号	令和7年度本部町一般会計補正予算について <span style="float: right;">（審議・採決）</span>
7	議案第38号	令和7年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について <span style="float: right;">（審議・採決）</span>
8	議案第39号	令和7年度本部町下水道事業会計補正予算について <span style="float: right;">（審議・採決）</span>
9	報告第4号	決算審査特別委員会委員長報告 <span style="float: right;">（報 告）</span>
10	認定第1号	令和6年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について <span style="float: right;">（採 決）</span>
11	認定第2号	令和6年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について <span style="float: right;">（採 決）</span>

日程番号	議案番号	件名
12	認定第3号	令和6年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (採決)
13	認定第4号	令和6年度本部町水道事業会計決算認定について (採決)
14	認定第5号	令和6年度本部町下水道事業会計決算認定について (採決)
15	選挙第7号	本部町選挙管理委員会委員の選挙 (選挙)
16	選挙第8号	本部町選挙管理委員会委員補充員の選挙 (選挙)

### 追加日程 第1号

9月18日(木) 3日目

日程番号	議案番号	件名
1	議案第40号	本部町宿泊税条例の制定について (議案説明・審議・採決)

○ 議長 具志堅 勉 本日の会議を開きます。 開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許可します。5番 山川 竜議員の発言を許可します。5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜

1. 教員の負担軽減と学校・保護者間の連絡アプリの導入について

2. 地域の高齢化・人手不足に伴う草刈り作業と農地管理の効率化について

皆さん、おはようございます。それでは、本日のトップバッター質問をさせていただきます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問に先立ちまして所信を述べさせていただきます。少子高齢化や人口の減少の進行により、地域の担い手不足や学校、地域における様々な課題が顕在化しております。学校現場では先生方が子供たちのために全力を尽くしてくださっていますが、業務量の多さは依然として大きな課題であります。また、地域においても高齢化が進む中で、農地管理や草刈り作業といった生活基盤を守る活動を、限られた人材で支えているのが現状です。こうした現場の声を大切にし、ICTの活用や効率化の工夫によって、先生方や地域の皆様の負担を少しでも軽減し、その分を子供や地域の未来に向けた力に変えていきたいと考えております。本日はそのような観点から教員の負担軽減とICT活用、そして地域の草刈り作業や農地管理の効率化について、質問をさせていただきます。

それでは質問をいたします。質問事項1．教員の負担軽減と学校・保護者間の連絡アプリの導入について。小・中学校で連絡アプリを導入している学校・未導入の学校の現状を伺います。

質問事項2．地域の高齢化・人手不足に伴う草刈り作業と農地管理の効率化について。地域の高齢化や人手不足により、道路沿いや公共用地の草刈り作業の負担が大きくなっているとの声が寄せられています。農業においても、効率的な農地管理を実現するため、省力化・省人化が求められております。全国的には、中山間地域を中心にスマート草刈り機を導入し、作業負担や時間を大幅に削減した事例も報告されております。地域課題の解消と農地管理の効率化を図る観点から、本町においてもスマート草刈り機などの機器導入を検討できないか伺います。二次質問については、自席にて行います。

○ 議長 具志堅 勉 町長。

○ 町長 平良武康 おはようございます。本日のトップバッター山川議員の一般質問に、元気よく答えていきたいと、このように思っております。

2点の一般質問がございました。学校教育におけるICTの活用を使った対応、そして草刈り作業についてというようなことで、2点の質問がございました。1点目につきましては、教育長が後ほど答えます。2点目の草刈り機について、私のほうからまず答えていきたいと思っております。

スマート草刈り機につきましては、町内及び県内において利用されている実績は、現在確認されていない状況でございます。県外では、主に農業者が共同利用農業機械として、圃場内の草刈

り作業の効率化などを図る目的で、国庫補助事業で導入されるなどの形で活用されているというような情報が入っているところがございます。現在、農道などの草刈り作業につきましては、いわゆる現行の補助事業を活用することはできないというような状況となっております。

本町における農道等の草管理につきましては、国庫補助事業である、いわゆる「多面的機能支払交付金」を活用しながら、主に土地改良区である地域を中心に、「本部町地域資源保全の会」が行う草刈り作業などの活動を支援しているというようなことで対応をしているところがございます。現在、備瀬、新里、具志堅、大浜、崎本部区にある土地改良区を中心に、管理道路の草刈り作業などを定期的に行っている実情でございます。作業にかかる人件費や草刈り機のリース代、燃料費などにつきましては、交付金から支払われているというようなところでございます。

また、町の単独補助事業といたしまして、町民生活道路環境保全・美化作業委託事業を立ち上げ、生活道路の維持管理にかかる費用の一部を町が支援しているところがございます。さらに、これも国庫補助事業でございますけれども、もとぶ観光地クリーンアップ事業を活用いたしまして、観光地へのアクセス道路の草刈り作業を実施しているところがございます。

本町といたしましては、地域の高齢化や人材不足への対応として、今後とも町内の農道等の草刈り等を支援強化していきたいと、このように考えているところがございます。

○ 議長 具志堅 勉 教育長。

○ 教育長 喜納すえ子 1点目の質問にありました、町内の各小中学校の連絡アプリの導入状況についてお答えいたします。

町内の各小中学校の連絡アプリの導入状況についてですが、上本部学園、瀬底小学校、伊豆味小中学校が「あんしんメール」、本部小学校、本部中学校が「スクリレ」といった保護者連絡アプリを導入しており、未導入の学校についてはありません。

○ 議長 具志堅 勉 5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 再質問をさせていただきます。まず、教員の負担軽減と学校保護者間の連絡アプリの導入についてでございます。この質問に至った経緯なんです、町民のほうからの声がありました。自分の子供の様子を、先生方が苦勞して資料にさせていただいて、その資料を紙で相談いただいた町民の方はもらっていると。白黒印刷でもらっているので、正直その写真に何が写っているか分からないときもあると。ここで先生たちがせっかくなつくっていただいた資料を保護者が手元にとったときに、それが何なのか分からないときの状況が今、一つございますと。私はまたアプリの導入がされていないのかと聞いていたんですが、今の教育長の答弁から「あんしんメール」と「スクリレ」、どちらかいずれかを使っているということで、未導入の学校はないということなんですが、例えばその資料を配布するいうときに、やはりカラーでそういった資料をいただきたいときもあると思いますけれども、それをPDF形式で配信するということはいかないんですか。

○ 議長 具志堅 勉 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 ご説明いたします。

アプリの種類によってタイプが違うものですから、一概にPDFでできるか、できないかというのは、こちらのほうではちょっと判断できないんですけれども、できるものもあるとお聞きしております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 できない場合というのは、どういうときなのか。アプリによってできないのか。それともオプションによってできないのか。その辺をお伺いします。

○ 議長 具志堅 勉 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 ご説明いたします。

先ほども申したんですけれども、アプリの種類によって、いろんなタイプがあるものから、今回本部町の学校が採用しているのが、「スクリレ」と「あんしんメール」というふうにお聞きはしているんですけれども、そのアプリの種類で、どういう形でできるかできないかというのは、こちらとしては把握していないところです。

○ 議長 具志堅 勉 5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 把握していないということですので、ぜひ受け取る保護者側も相談いただいた町民の方も、やはり先生がせっかくだっていただいていた資料の、しっかりした情報が欲しいというときには、やはりカラーでいただきたいわけなんですけれども、カラーで印刷をすると、やはり経費もかかってきますので、そこは「あんしんメール」「スクリレ」で、PDFで送れる形が、私はいいかと。もちろん紙でいただきたいという保護者も中には、いるのかもしれませんが、そこは選択できるような形でもいいのかと思いますけれども、まずは基本としてはこのアプリを最大限活用するという事は、先生方の負担の軽減にもつながりますので、そこはしっかりと教育委員会が把握をして、学校現場にアドバイスをしていただかないと、このアプリを使って何ができるのか。教員の負担軽減になりますと。保護者もサービスの向上につながりますということを、ぜひ教育委員会でしっかり把握をしてアドバイス、学校現場のほうにも伝えていただきたいと思います。

もう1点、別の視点からなんですけど、こちら教員の負担軽減という観点から申し上げますと、昨日もそうだったんですけれども、防災の質問が昨日来、あったかと思えます。7月30日に津波注意報が発令をされたときに、ある町民の方からも相談がございまして、先生方がそのときに各保護者に電話で「お迎えに来てください」という連絡があったと。ただ本当の災害時に、電話する余裕はあるのか。そのときの教員の負担軽減、教員の負担としては、やはり子供をしっかり見守るということをまず第一に、親にはこのアプリを活用して一斉に送信メールを配信するという仕組みづくりというのは必要なのかなというふうに思いますけれども、教育委員会の見解もお伺いします。

○ 議長 具志堅 勉 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 ご説明いたします。

先ほど、「あんしんメール」と「スクリレ」の話を見せてもらったんですけれども、補足させ

てください。各学校が今、使用しているアプリなんですけれども、これは無償で使えるアプリを使用しています。そういうこともありまして、いろいろな使用には制限がかかっている状況となっています。今ご指摘の防災時の連絡方法についてなんですけれども、教育委員会としてもご指摘のあった内容については把握しているところで、今後どのような形で保護者と連絡を取りながら、防災対応をしていくかということは、現在検討しているところでございます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 もう1点です。上本部学園、瀬底小学校、伊豆味小中学校が「あんしんメール」、本部小学校、本部中学校は「スクリレ」という保護者の連絡アプリということなんですけれども、瀬底小学校と伊豆味小学校までですか、預かり保育、預かり先というのは、本部小学校のほうに集約していくのかというふうに、本部幼稚園に行くのかと思いますけれども、例えば今回のように夏休みに、津波注意報が発令されたときに、これ「あんしんメール」と「スクリレ」で、全く別々のアプリを使ったときに、統一したルールがなかったり、先ほど事務局長もおっしゃったように、学校側にその判断を任せている。教育委員会では把握していないという現状の中で、やはりこのアプリも統一して、ひとつ同じものにして、本部町内の幼稚園、小学校、中学校、同じアプリを使って、同じ統一ルールの下に活用をしていくというのが、教員の混乱を招かない教員の負担軽減になる一つの方法ではないかと思っておりますけれども、教育委員会の見解も伺います。

○ 議長 具志堅 勉 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 ご説明いたします。

各学校間のアプリが違うということで不都合はないかという質問かと思われるんですけれども、今ご指摘のように、特に今回の預かりの場合について、我々としても連絡手段の方法を検討しながらやってきたところでございます。それについても含めて、町内で統一できないか。それには費用がどれぐらいかかるのかを含めて、検討してまいりたいと考えております。

○ 議長 具志堅 勉 5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 今、費用の面も少し出たので、質問したかった項目なので、質問させていただきたいんですけれども、このアプリ導入、一つに統一するとした場合、どれぐらいの初期費用がかかるのか。どのメーカーを使うのかというのは、もちろんあるかと思っておりますけれども、どれぐらいの維持費がかかるのかというのを、参考程度に何か比較できるものがあったり、既に見積もりがあったり、そういったものがあればお伺いをいたします。

○ 議長 具志堅 勉 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 以前、保育所で入れたアプリで参考にさせてください。3年前に保育所のほうで、「コドモン」というアプリを入れさせてもらいました。そのときに初期の設置費用ですが、それがiPadであるとか、配線とかの工事があったものですから、大体100万円を渡久地保育所につき100万円かかりました。維持費についても、通信料やメンテナンス料含めて、大体年間40万円、1施設につきかかっているところです。これはただ「コドモン」と

いうアプリになっているんですけれども、今現在は、携帯でできるアプリもあるとお聞きしていますので、それよりは安くなると見込んでおります。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 日頃の保護者との連絡ですとか、ここはやはり改善したほうがいいのかと思うんですけれども、災害時も本当に簡単に保護者に連絡がいくような仕組みづくり、そもそもの環境面、ハード環境のところというのは、しっかりしたほうがいいかなと思います。統一のルールづくりといいますか、この災害時、どういった形で、私はアプリで一斉送信がいいのかなと思いますし、日頃の活用は今、恐らくルールがあるのかと思いますけれども、そういったところをその統一のルール、今アプリは「あんしんメール」とか「スクリレ」とか、ちょっと違いはありますけれども、ルールがあるのか、ないのかというのを、お伺いしたいと思います。学校によって多分違うのか、全て町内小中学校、全て同じなのかというのをお伺いします。

○ 議長 具志堅 勉 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 ご説明いたします。

このアプリ自体が、各学校違っているという関係もありまして、教育委員会としてのルールというのはございません。各学校で任せた形での保護者連絡ツールという形で運用をさせていただいております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 私の質問に至った経緯というのは、やはり教員の負担軽減というのがございますので、教育委員会から何らかの形で、学校側の連絡アプリの活用について意見交換をしたり、そこは別の小学校がこういういい活用をしているというのであれば、それを基に改善したりとか、そういう動きもあってもいいのかと思いますので、ぜひ意見交換しながら、学校側との連絡アプリの活用について、ぜひ改善をしていただきたいと思います。

私からは、アプリの統一というのは、ぜひともやっていただきたいと思います。これが活用の「スクリレ」が活用しやすいのか、「あんしんメール」が活用しやすいのかというのは、恐らく学校現場もしくは委員会側が把握されているのかと。また別のメーカーがいいのかというのは、しっかりと分かっているのかと思いますので、町内やはり統一してやっていただきたいと思います。先ほど保育の部分で「コドモン」というアプリを使っているということで、事務局長からの説明もございました。このコドモンが非常に使い勝手がよくて、保護者も非常に使いやすいといういい評価を得ております。保育士の先生方もこれを活用して、保護者との連絡をしているというような現状なんですけれども、コドモンは保護者から保育園側にメッセージが送れるような仕組みになっております。それもわざわざ保育園側に電話をしなくても、連絡が取れると。休み、欠席とかの連絡もそうなんですけれども、また本当に簡単な連絡というのも送れるような仕様になっております。これは確認なんですけれども、このスクリレ、あんしんメールというのは、保護者側からメッセージも送れる仕様なのか。または今はやっているのかどうか。もしやっていないのであれば、そこに恐らく委員会としての理由があると思いますので、その理由は何なのかという

のもお伺いしたいと思います。

○ 議長 具志堅 勉 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 ご説明いたします。

ご質問の保護者から学校に連絡が送れるかについてなんですけれども、欠席届については、「グーグルフォーム」で、別途やっているところがございます。連絡事項や報告事項について送れるかというのについては、送れないということになっております。現在使っているのが、先ほども申したんですけれども、無償ということもありまして、有償になると使えるアプリもございますので、それも含めて現在、教育委員会では検討しているところがございます。

○ 議長 具志堅 勉 5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 普段使う連絡アプリは、あんしんメールだったり、スクリレだったり、欠席の連絡はグーグルフォームを使っているということなんですけれども、やはりシンプルに統一したほうが、教員の負担軽減になるのかと思います。もともとこのアプリというのを導入しようと思った原点というのは、教員の負担軽減、保護者の活用の向上といいですか。そういうのがベースになっているのかと思いますので、あれもこれも画面を見ずとも、一つの管理画面で見やすく活用できるというのが一番いいのかと。これが教員の負担軽減につながるのかと思いますので、ぜひ予算を検討していただきたいと思います。

もう1点、小学校、中学校という観点から質問をしていますけれども、幼稚園のところも質問したいんですけれども、幼稚園でも欠席の連絡は「グーグルフォーム」を使われているのか。これは全幼稚園です。今言った、まずはこの欠席の連絡とか、その他の連絡というのは、活用はどのようにしているのかというのを伺います。

○ 議長 具志堅 勉 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 ご説明いたします。

欠席についてなんですけれども、幼稚園では、瀬底幼稚園のみ「グーグルフォーム」を使っており、それ以外の幼稚園については、電話連絡という形を取らせていただいております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 ぜひアプリを統一して、少し複雑に。瀬底はグーグルフォームを使っている。本部幼稚園、上本部幼稚園も使っていないとか。統一のルールが作りづらいといいですか、何かそのアプリというのは、教員の負担軽減のために導入をしていますので、まずその原点に立ち返って、今大幅にかかっている教員の負担をどのように改善するかと。いろいろと様々な観点から、負担軽減を今図っているところだと思いますけれども、こういう連絡アプリというのは、保護者の利便性の向上にもつながったり、活用によっては先ほど来、話をしていますけれども、災害のときの電話連絡ではなくて、一斉送信でそのアプリを活用するところを、まずはルールをつくったり、様々な活用の方法はあるのかと思いますので、ぜひ全幼稚園、小・中学校、統一したルールの下、統一したアプリで教員の負担軽減をして、保護者の利便性の向上につなが

るように、活用をしていただきたいと思います。教育長のほうからもぜひ説明、答弁をいただきたいのですがお願いします。

○ 議長 具志堅 勉 教育長。

○ 教育長 喜納すえ子 貴重な答弁ありがとうございます。

今、それぞれの学校では、先生方がそれぞれの情報をいろんなところから共有しながら、いいアプリを使ってということで、学校によって「あんしんメール」それから「スクリレ」といった、それぞれ学校で活用しているんですが、特に今、災害のことを想定したときに、やはり特に幼稚園は、今は電話での連絡ということが幼稚園ではありますので、その部分も含めて、やはり今教育委員会事務局長がお話をしたように、もう一度統一したアプリを使うことができないかどうか。学校も含め、そしてまた予算的なことも含めて、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 ぜひ、教員の負担軽減という観点から、ぜひ検討をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、次に移ります。地域の高齢化や人手不足に伴う草刈り作業と、農地管理の効率化についてでございます。この質問に至った経緯は、町民からの相談でございます。シンプルに、やはり高齢化で地域にも若い人もなかなか出てこなくて、人手不足でこの草刈り作業が難しくなっているという現状がございます。1点ちょっと確認をしたいんですが、こういう地域での草刈りとか、昨日の座間味議員からの質問にもあったかと思っておりますけれども、伊豆味は農道が70キロメートル、80キロメートルあるという説明もあったかと思っております。どれぐらいの距離、どれぐらいの箇所を農道、生活道路含めて、地域で草刈りをしているのかというのを把握されているかどうか。お伺いをいたします。

○ 議長 具志堅 勉 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 今のどれぐらいの箇所、延長というご質問ですけれども、今申し訳ないですけれども、手元には正確な延長はないんですけれども、農道に関しましては233の箇所の農道、箇所といいますか、233路線の農道を今、町としては管理しております、そこを受益者の皆さん、地域の皆さんと一緒に管理しているというところになっております。さらに言いますと、町道に関しましても230路線ほどありまして、その延長も今手元にはないんですけれども、それぐらいの今、管理を行っているところで、その町道においても地域の皆さんの手をお借りしながら、管理をしているという状況でございます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 町長の答弁からも、多面的機能支払交付金ですとか、本部観光地域クリーンアップ事業の活用ですとか、様々な予算をつけていただいて、草刈りをしているところだと思いますが、担当課からもぜひちょっと説明をお願いしたいところもあるんですけれども、今現状の取組について、特に昨日の座間味議員の質問の中でも、「多面的機能支払交付金」というキー

ワードもございました。クリーンアップ事業、建設課という町長の答弁もございます。その他にも、こういった取組をして、この地域の草刈りを町として支援をしているのか。というの、お伺いをいたします。

○ 議長 具志堅 勉 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

まず、農林水産課の所管する事業としましては、議員からお話がありました多面的機能支払交付金の事業を活用して、地域の受益者がやる草刈り作業を支援しているところがあります。この地域といたしましては、土地改良区が中心となっております、具志堅、新里、備瀬、大浜、崎本部、土地改良区がある区長を中心に「地域資源保全の会」という会をつくりまして、その会が定期的に草刈りをやっている状況です。その草刈りの日当とか、草刈り機のリース料、燃料費などについては、交付金から支払っているような状況であります。

あと1点、県の基金を使いまして「ふるさと農村活性化基金事業」というのがありますが、崎本部のほうでもご存じのように、一定の事業とかやっていると思いますが、そういう各字から直接エントリーしていただいて、地域の草刈りとか、これは5年間の事業になりますが、こういった事業の支援も農林水産課としてはやっている状況であります。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 建設課のほうの事業をご説明いたします。

建設課といたしましては、一括交付金を活用しまして、「もとぶ観光地クリーン・アップ事業」というものを、この事業に関しては、主に観光アクセス道路とうたわれている道路を対象に、道路の草刈り作業、維持管理作業をしているところであります。ほかに町の単独事業としまして、町民生活道路環境保全・美化作業委託事業というのを先ほど、町長からの答弁からもありましたけれども、新しい事業を立ち上げまして、生活道路の維持管理に係る費用を各行政区に対し、委託という形でリース料、燃料費などの支援を行っているところであります。

さらにこの地域の皆さんがちょっと作業するには厳しいというような規模になりますと、これは町が直接事業というか、維持管理作業の一環として町道の管理費、農道の管理費ということになりまして、そこで単独費用をもって管理しているところであります。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 既にこの支援をいただいている箇所も、たくさんあるというところで、これも地域の方もよくご存じで、すごくきれいになるわけです。このクリーンアップ隊といいますが、このチームが入ると、すごくきれいになって、すごく助かっている現状がございます。ぜひこの多面的機能支払交付金は全町に広げて、引き続きそういう地域のバックアップに入りたいと思いますが、一番懸念しているところは、やはり農道も今233路線、そこに生活道路が入って、道路が多いので、やはりそれを管理する地域の人たち、今この支援をされている役場の予算とか、体制とか、これがじゃあどこまで続くのか。道路を少なくしようというような今、議論にはならないわけで、草刈りをする面積としては、今のところまだあると、継続してあると

いう現状の中で、予算だけずっと使って人も導入して、地域の人も今は高齢化、人手不足という中で、どんどん疲弊していくような今はそういうサイクルになっているのかと思って、私はそれであれば何かしらの策として、問題提起にもなりますけれども、そういう草刈りの自動化ができれば、もしくは自動化ではなくても、すごく簡単にラジコンの車のように草刈りができるような、そういう機械を導入できるのか。またそれがあるのかどうかとか、そういったものも含めて、やはり今後先の草刈りというのは、何か新しい発想で検討をしていかなければいけない時期にきているのかと。いろんなインフラが今老朽化していく中で、道路もこの草刈りをはじめ劣化もあるかと思えます。そこに草刈りであれば自動化できるとか、農地管理であれば自動化して効率化できるとか、そういうところもぜひ発想として転換をしていただきたいと思います。町長の答弁から、県内にはそういう事例がないというところもございます。今後ぜひ調査・研究をして、そういう事例があれば県外でもぜひ情報収集をしていただきたいと思います。

もう1点、農地管理のところからも質問をさせていただきたいんですけれども、町内にも休耕地といいますか、遊休農地が大分あるかと思えます。補助事業がこの多面的機能支払以外にないんですか。ないという現状だと思いますけれども、遊休農地のそういう草刈りもぜひ何か貸出をするような形で、活用することができないか。というのもぜひ検討していただきたいと思います。担当課の見解もお伺いします。

○ 議長 具志堅 勉 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

まず、多面的機能支払交付金についてであります。先ほど議員からお話もありました、全町的に広げてほしいという話であります。今、町としましては、現在土地改良区を中心に進めておりますが、各字を回って区長に説明をしているところであります。これを町全域に広げていって、この交付金につきましては、農地面積で交付金額が変わりますので、その金額を受けて地域で草刈りをやっていくと。その草刈りにつきましても例えば、よその地域の皆さんが来て作業することもできます、この会に入ればです。そういったことができますので、例えば崎本部の草刈りを本部のどこかの野球チームのPTA会がやるとか。そういう形も可能になりますので、全町的にいろいろと考えて取り組んでいきたい。また予算の確保もしていきたい。高齢化対策に向けて取り組んでいきたいと思っています。あと、農地管理につきましては今、いろいろサトウキビなどにつきましては、共同でハーベスターで刈るとか、ビレットプランターというもので植え付けをするとか。そういう作業がありますので、今後こういうスマート農業なども情報収集しながら、例えば作業受託という形で受けて土地をあけるとか。そういった方もしっかり担い手をつくれればやっていけると思っていますので、その辺は検討していきたいと思っています。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 最後に、総括的に町長の見解もお伺いして、一般質問を終えたいと思います。お願いします。

○ 議長 具志堅 勉 町長。

○ **町長 平良武康** 2点の質問がございましたけれども、先ほどの教育委員会関連につきまして、教育長のほうからもお答えいたしましたけれども、アプリを使って議員おっしゃるように、教職員の負担軽減を少しでも、1ミリでも軽減するというようなことは、そういう方向というのはすばらしいことだと思っております。同時にまた防災の観点からもいろんな形で、利便性を図っていくといったような新しい時代をつくっていくというような発想というのは、非常に重要なことだろうと理解しております。ついては、教育現場のほうから、先ほどの議員がおっしゃっていた提案なりをいただければ、とてもありがたいとも思ったわけですが、いずれにせよ、新しい時代を開いていくために、全国様々な学校現場があるでしょうから、よりいいアプリがどこにどう存在するのか。そういうものを調査もしながら、よりよいアプリの使い方について、構築していくべきだろうと考えますので、その辺につきましては、教育委員会のほうでもまた協力しながら対応していきたいと思っております。

それから、草刈りににつきましては、膨大なエネルギーを今使っております。現在は、議員も知っているとおり、草刈り機で汗びっしょりしながら、全身を使いながらの作業です。それがいわゆるスマート草刈り機というようなことで、スマート農業の一環だと思っておりますけれども、スマート農業というのは一環として、スマート草刈り機だと位置づけることができるのかと思っておりますけれども、ぜひともこれは我が町が先頭になって実証づけるべきなのかとも思っております。県の担当部署にも問い合わせしたところ、まだ県内での実証はないというようなことであるだけに、我がまちが先頭になって実証実験でもやるべき分野なのかこう思っております。今現在、議員も知っているとおり、10数名でクリーンアップ事業、町が中心的に草刈りに対応しておりますけれども。それがスマート草刈り機をいろんな機種があります。どの機種が本部町にあうのかといったようなことを前向きに検討しながら、導入することによって、今現在の人数で2倍の草刈りがエネルギー的にできればいいなというような思いもしますので、ぜひその辺は、実証事業でもいいですから、前向きに取り組んでいきたいこう思っております。

○ **議長 具志堅 勉** これで5番 山川 竜議員の一般質問を終わります。

次に12番 仲宗根須磨子の発言を許可します。12番 仲宗根須磨子議員。

○ **12番 仲宗根須磨子**

**1. 新型コロナワクチン接種後の体調不良者の状況について**

議長の許可が出ましたので、仲宗根須磨子、一般質問を行います。質問事項1. 新型コロナワクチン接種後の体調不良者の状況について。質問の要旨、町内でどのくらいの人が体調不良になったか、その症状と、対処をどのようにしたかお伺いします。二次質問は自席に戻ってから行います。よろしくお願ひします。

○ **議長 具志堅 勉** 町長。

○ **町長 平良武康** 仲宗根須磨子議員より、一般質問がございましたけれども、質問に答える前に一言だけお礼を言いたいと思っております。先般の、渡久地の「シヌグ」では、しっかりみんなをリードして、そして先頭になって踊っていただきましたことに対しまして、改めてお礼を

申し上げたいと思っております。ありがとうございました。お陰でもって私も、一緒にカチャーシーも顔を見合わせながらやって、楽しくさせていただきましたありがとうございました。毎年、須磨子議員が先頭になって、渡久地の「シヌグ」を引っ張っている実情を見て感激しておりますので、ぜひ今後も引き続き集落の行事を、先頭になって引っ張っていただければと思っておりますので、改めてこの場からお礼と感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、一般質問にお答えいたします。まず、町内でどのくらいの方が体調不良になったかについては、その実数が把握できていない状況でございます。実数の把握については現在、困難な状況でございます。

次に、体調不良の症状につきましては、ワクチン接種の副反応として、一時的に注射した部分の痛み、そして疲労、頭痛、筋肉や関節の痛みなどの症状が見られるとのことであります。また、ごくまれではございますけれども、副反応による健康被害、いわゆる副反応としての病気であったり、障害が残ったりするというようなことが生じるとのことがございます。

本町のこれまでの対応といたしましては、ワクチン接種後に体に異常を感じた場合につきましては、速やかに医師の診察、診療を受けていただくといったようなこと、そしてまた、副反応による健康被害が発生した場合におきましては、予防接種法に基づく補償を受けることができますという旨の案内を、これまで行ってきたところでございます。

○ 議長 具志堅 勉 12番 仲宗根須磨子議員。

○ 12番 仲宗根須磨子 町としてのデータはないということなんですけれども、私の周りにもこのワクチン接種後の体調不良者が数名います。分かりやすい例で言いますと、先日、決算特別審査委員会で、小橋川議員がワクチン接種後のこの後遺症の救済制度について触れていましたけれども、それにこうしてすぐ具志堅正英議員が、自分も実は1回目の接種で筋肉痛になったということをおっしゃっていました。身近にもいるということは、もっとたくさんいるということだと思います。この具志堅正英議員の例の場合、接種後もう筋肉が硬直して痛くて動けなくて寝返りも打てないぐらいだったということです。家族に連れられて病院で痛み止めとかを処方してもらって何とか立ち直ったけど、順調ではないということなんです。この正英議員の例のような、ほかにもいるとしたら、そういう方々はこの救済制度の対象になるのかどうか、お伺いします。

○ 議長 具志堅 勉 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 大濱兼愛 ご説明いたします。

このコロナのワクチン接種による健康被害につきましてでございますが、この救済を受けるにあたりまして、まず市町村のほうに本町ですと、本部町のほうに請求、申請をする必要がございます。その際に、このワクチンを受けた後の体の異常に伴い、多分恐らく病院のほうを受診されると思いますが、その受診したときの診療録などの添付、そういったものが必要となってきます。その後、本町のほうで資料を沖縄県のほうを通しまして、国のほうへ提出いたします。その後、国のほうで審査会のほうが開かれまして、コロナワクチン接種との関係性などを考慮して、認定するか、認定しないかという判断がなされます。そういったことで、申請したから必ず認定され

るというものではございませんが、やはりそのワクチン接種との関連性が認められれば、救済される可能性はあるのではないかと考えております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 12番 仲宗根須磨子議員。

○ 12番 仲宗根須磨子 それではこういう救済制度に申請することはできると。こういうことですね。それでは、こういう体調不良になった人たちが、まず申請に来ていないということですよ、データがないということは。1人もいないんですか。お聞きします。

○ 議長 具志堅 勉 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 大濱兼愛 ご説明いたします。

こちらの国の健康被害の救済制度での救済措置を受けている方につきましては、本町内でも若干名いらっしゃいます。なので申請者はいらっしゃいます。ただ件数はあまり多くはありませんで、ほとんどが電話での相談が、このコロナ接種が始まって以来、10件以内ぐらいですか、数件程度電話での相談というのはございました。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 12番 仲宗根須磨子議員。

○ 12番 仲宗根須磨子 この電話相談で相談してきた人たちに対して、この診断書が必要とか、医療費の領収書が必要とかの案内はなさっているんですか。

○ 議長 具志堅 勉 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 大濱兼愛 ご説明いたします。

この電話で相談された方に対しては、申請に必要な添付書類、こちらには病院からいただくものがあつたりしますので、そういったものはご案内しております。

○ 議長 具志堅 勉 12番 仲宗根須磨子議員。

○ 12番 仲宗根須磨子 こういう制度があることも知らずに、泣き寝入りをしている人がいっぱいいると思うんですけれども、そういう人たちに周知させる方法とか、健康づくり推進課のほうでは考えてないか、お伺いします。

○ 議長 具志堅 勉 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 大濱兼愛 ご説明いたします。

この健康被害の救済制度につきましては、まずワクチンの予診票のほうを送付しますが、そちらの予診票にこういう制度があるということを記載をしております。また医療機関で受診する際に、医療機関のほうから案内があるかと承知しております。あと救済の期間なんですけれども、当初コロナワクチンが特例臨時接種ということで、特例で接種されていた期間につきましては、一応は期間の定めがございません。その後、令和6年度から定期接種のほうに移りましたので、そちら以降に接種された方については、期間が5年間となっております。今後の周知については、町のほうでもこういう制度があるというのを改めて、また広報したいと考えております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 12番 仲宗根須磨子議員。

○ 12番 仲宗根須磨子 令和6年度の定期接種以降は5年以内には申請できるということですか。

ね。それでは最初の頃の定期接種ではないほうには、期限はないということですね。分かりました。それでは最初のこのワクチンを打った後に、最初の1回目で体調不良になって、もう仕事がフルタイムでできなくなって、仕事も辞めざるを得なかった人もいます。私の知っている人の中に、そういう人たちの給付は、どのようにして受ければいいのか。この人の立場になって考えるとどのようにすればいいのか。ちょっと難しいかもしれませんが、考えられることはありますか。この方たちは、病院へ行って今まで受けた診断書をもらうにも、ちょっとつらいというか、行動が順調にできないという人たちなんですけれども、こういう方々のこの手続の苦労を軽くする方法はありますか、お伺いします。

○ 議長 具志堅 勉 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 大濱兼愛 ご説明いたします。

コロナ接種が始まって、当初の時期に受けられたということでございますが、やはり健康被害の救済を受けるに当たりまして、やはりワクチン接種によるこの健康被害であるということが認定されないと、救済がどうしてもされませんので、やはりワクチンを接種した後の医療機関の受診の記録などは、どうしても添付書類として必要となってきますので、できましたら一度、役場の窓口のほうに相談に来ていただいて、どういう対処ができるのかというのを職員と一緒に、相談していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 12番 仲宗根須磨子議員。

○ 12番 仲宗根須磨子 ある女性なんですけれども、コロナワクチン接種後に、あきらかに体調不良になって、大変困っているという相談を受けたので、役場としてはデータも取るはずだから、どういう症状が出たということを書いて、どういう救済制度があるのか、そういうのを聞いてきたらいいよということで、アドバイスをしたんですけれども、役場というのは、一般の方々にとって皆さん一生懸命、働いているのは分かるんですが、一般の方々にとっては敷居が高いものです。それを勇気を出して窓口まで行ったけれども、あまり丁寧に受け答えしてくれなくて、冷たくあしらわれたみたいなことを書いておりました。ですからこういう方々がせっかく足を運んでくるのに、「もっと丁寧に対応してほしい」ということを、この方は書いておりました。それでその後どうなったのか、私もまだ聞いていないんですけれども、その後の行方を追ってみたいと思っております。

今、たくさんの方が苦しんでいる。全国にもいっぱいいらっしゃいます。その中には、いろんな症例がありますけれども、上げてみますとトラック運転手、元気に働いていたのにコロナワクチン接種後、寝たきりになって1日のほとんどを布団の上で過ごしていると。そしてそれを会社に訴えても、何か取り合ってもらえない。怠けていると言われて二重にショックを受けて、今では仕事を辞めて生活保護を受けているという方もいらっしゃいます。その人の人生が変わるほどのことになっているのに、このワクチン後遺症救済制度というのが、あまり機能していないという感じを受けます。中には大学教授もおります。授業ができなくなり、病院を転々として、ワクチン接種後の後遺症なのに認定してもらえないと。医者診断書がないと、また申請もできない

ということで大変困っている。看護師もいます。この方も子育て真っ最中で、一生懸命元気に働いて、コロナワクチン接種後に体調不良になり、仕事ができなくなったと。消防士もおります。あんな屈強な消防士も、コロナワクチンを受けて体調不良になり、仕事を辞めざるを得なくなったと。ワクチンというのは、パンデミックを防ぐために必要なものだと思いますけれども、こういうふうの一部の人たちで、中には重篤な症状になる人たちがいます。その人たちを救済するためのワクチン接種後後遺症救済制度だと思うんですが、それが思うように機能していないというふうに思います。これは医師の診断書、そして国の審査があるので、大変ハードルが高いとは思いますが、まず自分たちのこの地域で、役場でできることは何かということ考えたときに、やはり申請に来る人たちの話を丁寧に聞く。まず申請に来やすい環境をつくる、そして周知する。それが大事になってくると思うので、このワクチン接種したことで人生が変わるほどのつらい思いをなさっている人たちのためにも、自分たち自治体は、まずは症状を聞く。どんな人の症状でも丁寧に聞く、データ化する。そのデータを県や国に提出すると同時に申請書も全部提出すると。あとは国の査定がどのように審査されて決まるかは分かりませんが、まずは泣き寝入りしている人たちのこの声を拾い上げて、申請する流れにまで持っていく、その状況をつくるのが大事だと思いますので、いろんな業務のある中、大変だと思いますが、そういうコーナーといいますか。もし健康づくり推進課だったら、その中にそれに特化したコーナーをつくるとか。そういうことをしてもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長 具志堅 勉 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 大濱兼愛 ご説明いたします。

当初、役場の健康づくり推進課の窓口にいちゃったということですが、対応が悪かったというご指摘がございました。その点に関しましては、また課に戻り、今後丁寧な対応ができるようにしていきたいと考えております。あと、この救済制度につきましては、予防接種に関しましては、どうしてもやはりごくまれではございますが、やはり一定の方にこの健康被害が発生しているのは実情でございます。そのため、この給付制度が設けられてはございますが、やはり制度、議員おっしゃるようになり、申請書類も多く、認定までにかかる期間というの、1年近くかかるという、そういう現状ではございますが、この制度につきましては、町のほうではいかんともしがたいことがございますので、なるべく町民の方、そういうワクチンの接種によって、健康被害が発生している方がいらっしゃいましたら、できればすぐに接種して早めに健康づくり推進課の窓口で相談できるような、相談しやすい環境づくりのほうを今後進めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 12番 仲宗根須磨子議員。

○ 12番 仲宗根須磨子 まずは環境づくりから、前向きな答弁ありがとうございます。とても申請に来られない、来ないことには、そういう対応もできないと思いますが、私たちもそういう人を見つけたら、一緒に役場に連れてくるとか。そういうことをやっていきますので、これからよろしく願いいたします。

それでは最後に、町長の見解をお伺いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 町長。

○ 町長 平良武康 認定のお話でございましたけれども、まずは認定についての制度、仕組みはこれは国の制度でございますので、その制度の中で、基本的には対応していかなければいけないことだと、共通の認識は必要だと思っております。その中でより認定申請については、なかなか一般の住民が分かりにくい部分もありますでしょうから、この認定についての周知も含めて、できるだけ窓口に来て相談を、いろんな面でそうですけれども、相談をしやすいような、そういう雰囲気、空気感、環境づくりというものが、とても大切ではないかと考えている次第でございます。その他の部分についてもそうですけれども、できるだけ相談ごとが役場に来て、できやすいような空気、環境をつくっていきたいと思っております。

議員のほうからも、一般住民から相談があったときに、できるだけ迅速に早い段階で相談に、一人で来れないんだったら、一緒に来てもいいですし、いろんな形で一人一人の地域住民の困りごとの解決に力を進めていきたいと思っておりますので、今後もまた議員のほうからも、ご支援をよろしくお願ひいたしたいと、このように思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 具志堅 勉 これで12番 仲宗根須磨子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（午前11時11分）

再開します。

再 開（午前11時20分）

11番 具志堅正英議員の発言を許可します。11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英

#### 1. 本部町観光宿泊税について

皆さん、こんにちは。令和7年9月議会のラストバッター、具志堅正英でございます。それでは議長の許可が出ましたので、これより一般質問に入ります。

1. 本部町観光宿泊税について。①本部町観光宿泊税導入のこれまでの進捗状況を伺います。②今後どのような課題があるのか伺います。③この宿泊税はいつ頃導入できると考えているか伺います。④この宿泊税をどのような目的に利用するのか伺います。以上、自席に戻りまして、再質問をいたします。

○ 議長 具志堅 勉 町長。

○ 町長 平良武康 具志堅正英議員の一般質問に答える前に、情報を提供いたします。正英議員の宿泊税の一般質問に合わすかのように、先ほど10時10分頃、県のほうでは条例可決したというような情報が、先ほど入っております。情報でございます。

それでは、具志堅正英議員からの4点の質問がございましたけれども、順次、お答えいたします。

1点目に、宿泊税導入に向けたこれまでの進捗状況について、お答えいたします。本町の宿泊税の導入に当たりましては、いち早く、令和元年度に新たな財源を確保するため、庁内におきまして「法定外目的税導入プロジェクトチーム」を設置いたしまして、検討に着手いたしました。

新型コロナウイルス収束後は、令和5年度に学識経験者等で構成する「本部町宿泊税制度の導入施行に関する検討委員会」を設置し、宿泊税の導入に向けた本格的な議論を進めてきたところでございます。

2点目に、宿泊税の課題について、宿泊事業者である徴収義務者との協力体制や、宿泊事業者及び宿泊者への周知など、様々な課題がございます。これらの様々な課題については、学識経験者や宿泊事業所、町内関係団体等、16名で構成する本部町宿泊税導入委員会が設置されております。同委員会で議論を深めながら、課題解決に向けながらしっかりと議論をしながら進めていきたいと、このように考えております。

3点目に、宿泊税の導入時期についてでありますけれども、宿泊税の条例を制定し、いわゆる総務大臣との協議等も経て、令和8年度内には導入するよう進めてまいります。

4点目に、宿泊税をどのような目的に利用するかについては、国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指しまして、観光の振興に関する施策に要することを目的に利活用を検討してまいります。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 この本部町の宿泊税ですけれども、先ほど町長から県のほうでも、今回の議会で県の宿泊税に関する条例が可決されました。それを受けて今回、本部町でも今回の議会定例会の最後に提案したいという話が出ておりますけれども、事前にどういう制度なのか。もう少し詳しく伺いたいと思いますので、ひとつよろしくお伺いしたいと思います。

令和5年5月に法定外目的税導入プロジェクトチームを立ち上げて、宿泊税導入の検討を開始したということですが、その間、苦労などもいろいろありまして、このプロジェクトチームの開催ができなかったために、大分遅れておりますが、このプロジェクトチームに16名いらっしゃるということですが、このプロジェクトチームの活動内容を少しお伺いしたいと思いますので、どういう活動をしたのかお伺いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 休憩します。 休 憩（午前11時28分）  
再開します。 再 開（午前11時28分）

11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 ではもう一回やり直します。

このプロジェクトチームの人数と、その活動内容について、お伺いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

プロジェクトチームの人数と活動内容ということなんですけれども、人数が8名、チームリーダー副町長を筆頭に、役場の関係各職員の8名で構成しております。内容といたしましては、法定外目的税の導入に当たって、どういった制度がいいのかとか、あと課題とか、どう進めたらいいのかと、そういったものの検討をする会となっております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 すみません。先ほど最初の質問で、年月日を間違えて「令和5年」と言いましたけれども、「令和元年」の7月にプロジェクトチームを立ち上げ、そのメンバーが8名、副町長を筆頭に役場の職員の皆さんということですが、これがコロナで令和5年5月まで活動休止して、その後活動を検討会を開始したわけですが、さらに令和5年の12月に、本部町宿泊制度導入に関する検討委員会を設置する。このメンバーが16名ということですか。この構成団体や事業所が、どういう方々なのか。その人たち、団体のどういう活動をしたのかお伺いします。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

令和5年度に実施しました本部町宿泊税制度の導入施行に係る検討委員会なんですけれども、こちらにつきましては、町内の観光に係る団体、観光協会、本部町の主要ホテル、あとは商工会、沖縄美ら島財団、あと区長会長等をメンバーとした委員会となっております。その中で宿泊税について、本町としてどうあるべきかということで、そういった検討を行っております。令和5年度に2回、会議を持っております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 この団体の報告が、令和6年3月になされておりますけれども、この報告の内容はどのようなものだったのか、お伺いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

委員会の中で、最後のまとめとして、本町として宿泊税の導入が適当である。内容としましては、定率制として進めたほうがよいということで、話がまとまっております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 この宿泊税のこの税額を決める場合、定率制と定額制というのがありますけれども、この定率制と定額制についての説明と、それとなぜその定率制に至ったのかという説明をお伺いします。

○ 議長 具志堅 勉 産業振興統括監。

○ 産業振興統括監 並里 力 ご説明いたします。

まず定額制については、額というのが定められます。例えば、宿泊1万円、1万円を超えるもの、そういうふうに区分されますので、区分された場合に、その金額の間でホテル間が、宿泊料金を上げにくいという場合がございますので、そちらのほうを配慮した。

定率のほうは、伸長率です。ホテルがその分、宿泊料金を上げればその分、税収も上がるというところで、本町または県としても定額よりも定率を選定をし、将来的なことを見越して、収入の部分を見越して定率のほうを選んだということになります。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 よく分かりました。

定率制にしたほうが、ホテルの料金の値上げに対しても対応することがやりやすいということですが、この定率制の導入は、県内においてはほかにどこか例がございますか。それとも県外にあるのか、その辺をお伺いします。

○ 議長 具志堅 勉 産業振興統括監。

○ 産業振興統括監 並里 力 ご説明いたします。

まず県内においては、導入の市町村はございません。県外においては、北海道倶知安町のみが定率を進めていると、実施しているというところがございます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 この定率制、定額制を採用している県外の事例はほとんど倶知安町のみが定率制で、ほかの自治体とか、団体は定額制を取っているということですが、今回2例目に、本町それから沖縄県がこの定率制を採用するということですが、いわゆるこの宿泊税、これは税の種類として県税になるのか、町税になるのか。どういうふうになるのでしょうか。

○ 議長 具志堅 勉 住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 ご説明します。

県税とあわせて2%、事業所のほうが特別徴収することとなっております。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 総額、県、本部町でこの宿泊料金の2%を頂戴するとした場合に、お互い観光客から、宿泊料金の2%をいただくわけですが、この料金の2%の配分はどういうふうになっているのかお伺いします。

○ 議長 具志堅 勉 住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 先だつての勉強会のほうでもご説明しましたが、町のほうが1.2%、県が0.8%となっております。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 町のほうが1.2%と若干、県よりも多いわけですが、これは本町だけではなくて、今回一緒にされる他の市町村も同じような配分なのか。お伺いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 ご説明します。

本町と一緒に先行して導入する市町村についても、同様となっております。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 分かりました。ありがとうございます。

この宿泊税を徴収する場合に、一旦この県税として納めて、これを県のほうから1.2%分、2%のうちの1.2%分を町のほうに配分するという、もらえるということですか。それともこの2%のうちの1.2%は独自に町のほうに収入として入るわけですか。

○ 議長 具志堅 勉 住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 説明します。

特別事業者のほうが、一旦町のほうに2%払い込めます。その分から県税分を町のほうから払い込む形になります。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 はい、よく分かりました。逆だったんですね。

それではこの宿泊税の導入に関して、本町は今月初めからパブリックコメントを募集ということをやっておりますけれども、私もこれ最近見たんですが、このパブリックコメントの中に、観光の課題というのが載っているんですけども、その第1番目に観光の一極集中によるオーバーツーリズム、人材育成、集落及び自然景観の保全、それから交通体系の充実等と書かれておりますけれども、こういう課題を解消するための財源として、この宿泊税を使うと思うんですが、この課題の具体的な事業というのは考えておられますか。

○ 議長 具志堅 勉 産業振興統括監。

○ 産業振興統括監 並里 力 ご説明いたします。

今ありましたように、細かい点はこれから詰めていくと、積み上げていくというところですが。県の制度設計の検討委員会の中では、どの地域もこの観光地域については、オーバーツーリズムが顕著になっておりますので、こちらのオーバーツーリズムイコール住んでいる方々の生活を守るために、しっかりこの税を使っていくという議論はされております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 なぜこの観光課題の件について、質問したかというのと、この税金の基本的なほかの税金にしてもそうですけれども、税の使われ方の公平性という、第一原則だというふううたわれておりますけれども、この場合税金を支払う、要するに観光客のお客様に対しての、そういう課題というのは、この中からはちょっと自分的にはよく分からないんですが、この人材育成とか、交通体系の充実とかというのが、そういう観光客への財源の使い方としての事業なのかと思っておりますけれども、これをもう少し詳しく書いてあるのが何かいろいろありましたよね。クリーンナップキャンペーンの事業とか、それからほかにもありました。そういう具体的な事業としてのプランづくりはこれからということですが、もう少し詳しくしないと、このパブリックコメントの説明としては、ちょっとアバウトすぎるのかと思いますけれども、その辺のもう少し詳しい説明のパブリックコメントの募集をしたほうがいいのではないかと思いますけれども、その辺どうですか。

○ 議長 具志堅 勉 産業振興統括監。

○ 産業振興統括監 並里 力 ご説明いたします。

パブリックコメントの中で、どこまで答えられるかというのはあるんですが、今回の目的税というのは、先ほどあったように選ばれる観光地づくり、そして質の高い観光地づくりを目指すためにその財源をするということになっておりますので、この資する財源をどう使うかというのは、また皆さんと一緒に検討しながら積み上げていくということになります。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 ぜひこの財源の宿泊税を使って、本部町の各地域のオーバーツーリズム対策、一極集中による各地域の交通混雑、それから駐車場の問題、ごみの問題等をぜひ解決するように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、先ほどの質問の中で、税率の話をしましたけれども、その観光収入、売上げ収入の大体どれぐらいの比率がこの2%の財源として、どれぐらいの予算を見込んでいるのかお伺ひいたします。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

県の試算ではございますが、本部町の場合、年間2.6億円の試算ということで出されております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 県の試算によりますと2億6,000万円ということですが、この今実際の事業としてやっている事業も、この観光宿泊税の目的の中の事業の中に実際に今、スタートしている事業もあると思いますが、その事業とかもこの財源の2億6,000万円の中から使うということですか。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

既存の事業なんですけれども、そこにつきましても目的税ですので、観光の振興に位置するものということであれば可能かと思ひます。ただ実際の使途については、また観光関係者、ホテル事業者等の意見も聞きながら検討していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 今、この財源、予想している分、この2億6,000万円の実際上の配分はこれから決めるんだということですが、もう少し、詳しい使い道を提示してもらったほうが、町民の皆さんもこの事業、宿泊税に関してのいろんな意見を出しやすいと思ひますけれども、もう少しこれもう一回伺ひますけれども、このパブリックコメント、今回だけで終わるのか。また何回も何回もやるのか、この辺お伺ひします。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

パブリックコメントについては、今回の1回を考えております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 今回1回だけで終わるといふことですが、ちゃんとした今回、条例として議会に上程するわけですが、この条例を見てみないと、まだ何とも言えないんですが、この条例をちゃんと町民の皆さんに理解していただくためにも、もう少し詳しいこの予算の事業計画を出してもらったほうが、町民の皆さんも意見を出しやすいし、賛同するところは賛同しやすいと思ひますけれども、もう一回聞きますけれども、もう一度、あと何回もこのパブリックコ

メントを出してもらえないでしょうか、お伺いします。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 条例が制定された後、また意見を聞く場、パブリックコメントになるのかどうかは、これから検討していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 ぜひこの予定、役場から出している説明書の中にもありますが、実際にこの宿泊税の導入のスケジュール案というのがありますけれども、今現在、令和7年9月現在、パブリックコメント、それから令和7年10月までに議会に上程予定、それからあと11月から総務省との協議、令和7年2月から各種徴収業務の広報、周知、税システムの整備となっておりますけれども、実際の徴収開始が令和8年1月と予定されております。まだまだあと1年弱あります。もう少し、丁寧に説明できるように、この今回のパブリックコメントをもう少し詳しい説明、特にオーバーツーリズム対策のほうの事業計画を、もう少し詳しくやってもらいたいと思います。

それと実際に、この税を徴収する宿泊事業者の皆さんに対するこの説明会、ヒアリングはいつ頃から行うのか、お伺いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 徴収義務者、ホテル等への説明会なんですけれども、沖縄県と合同で令和8年2月頃からできないかということで今、検討しているところです。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 この徴収をされる観光事業者、観光宿泊施設、この宿泊施設の納税する宿泊人数だとか、売上げ高によって、この納税の義務があるところと免除されるところと、そういう区分けとかはあるんですか。

○ 議長 具志堅 勉 住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 宿泊税については、免税点等は設けておりません。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 このパブリックコメントの中に課税免除、課税標準税率というところがありますけれども、この課税免除のところに学校教育活動における宿泊、それから学校以外の団体が行う教育的意義を持つ活動における宿泊、この2つの宿泊者に対しては課税免除があるとうたわれておりますけれども、これは施設によってではなくて、この宿泊者がどういう団体、個人なのかということで免除されるということによろしいですか。

○ 議長 具志堅 勉 住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 ご説明します。

おっしゃるとおり、宿泊目的によって課税免除となっております。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 本町に、この学校教育で宿泊される観光客のお客さんは、年間どれぐらいいらっしゃるのか。本町全体のこの観光宿泊の中で、何%ぐらいなのか、お伺いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

修学旅行等の宿泊の人数なんですけれども、すみません、こちらで今、人数は把握しておりません。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 この修学旅行、県内や県外から結構、修学旅行で沖縄を旅行する生徒が結構いらっしゃいますが、最近はホテルを使わないで民泊施設を使うグループ、グループ単位の移動の宿泊が主になっておりますが、こういうグループ単位の宿泊施設、事業者に対しても徴収義務が生じるのか、お伺いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 ご説明いたします。

民泊についても徴収義務は発生します。ただし、教育民泊については、課税免除となります。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 分かりました、ありがとうございます。

このように、修学旅行、教育活動における宿泊者については課税免除になっているということですが、それをどういうふうに見分けるのか。修学旅行を主にやっている民泊の皆さんと、それと修学旅行の民泊も兼ねながら、ほかの個人の少数のグループの民泊も受け入れている、そういう宿泊施設もありますけれども、それをどういうふうにして区別するのか。お伺いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 ご説明いたします。

宿泊税は、申告納税になっておりますので、事業者のほうで目的が修学旅行なのか、通常民泊なのかというのは、分けていただくことになるかと思えます。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 町内、こういう何といいますか。空き家とか、空き部屋を使った個人の宿泊施設が、大変増えております。この中に修学旅行のグループもいらっしゃれば、そうじゃない方々もいらっしゃる。その区別は事業者の申告に頼らざるを得ない状況ということですがけれども、この辺がちょっとグレーにならざるを得ないと思えますけれども、この対策をどういうふうにとるつもりなのか、もう一度お伺いします。

○ 議長 具志堅 勉 産業振興統括監。

○ 産業振興統括監 並里 力 ご説明いたします。

おっしゃるとおり、その辺の区分というのがはっきりしないというところは、おっしゃるとおりです。今、県のほうとしっかりとこの辺を、教育民泊及びスポーツ合宿、この辺の区分をどうするのかというのは、これからしっかりお示しをし、本格的に導入に向けて実施する方向ということで今、聞いております。私たちもそういう認識です。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 すみません、訂正があります。先ほど修学旅行の人数、ちょっとこちらで今、把握していないということだったんですけれども、データがありまして、令和6年度、修学旅行の人数が9万1,785名となっております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 ありがとうございます。

今、修学旅行の人数が令和6年度で約9万1,000名ということですが、そうしますとこの9万人の修学旅行の団体からの宿泊税の利用料金は取れないということになります。分かりました、ありがとうございます。

それでは次に、この課税標準ということで、宿泊料金を10万円を上限とする。10万円の上限で、下限はどれぐらいなのか、お伺いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

上限は10万円ということで設定しておりますが、下限については設定しておりません。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 この宿泊税の定率2%ですが、仮に5,000円以下も徴収する。5,000円から10万円の間は同じ金額ですか。それとも10万円以上はまた違うとか。どういう金額設定になっていますか。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

金額設定ということなんですけれども、一律2%となっております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 分かりました、ありがとうございます。

そうすると、この高金額になればなるほど、結構金額は上がるんですけれども、この宿泊料金に対する消費税と一緒に重税感はなくなる。そういう何か税の公平性からして打倒なのかと思うところもありますけれども、この宿泊料の中の要するに消費税、それからほかの飲食、サービス税とかありますけれども、こういう税もひっくるめての2%なのかお伺いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 ご説明いたします。

宿泊行為に対しての2%でございます。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 宿泊行為というと、よく分からないんですけれども、消費税は抜く、それから飲食の代金も抜く、サービス料も抜く、大体この10万円だとすると、実際の宿泊税にかかる金額は幾らになりますか。

○ 議長 具志堅 勉 住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 ご説明いたします。

10万円だとした場合、2,000円になります。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 これは単純に、ほかの税金とか、飲食代とかは抜いていない宿泊税の料金じゃないですか。ではないんですか。この宿泊料金が10万円、これは素泊まりの料金が10万円ということですか。

○ 議長 具志堅 勉 産業振興統括監。

○ 産業振興統括監 並里 力 ご説明いたします。

あくまでも宿泊にかかる料金ということで、今議員がおっしゃったように素泊まりの料金、サービス料、税金、あと飲食は抜いた形での料金から税金を査定します。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 時間もないので、これで最後になりますけれども、もう少しさっきも言いましたけれども、このパブリックコメントの説明をもう少し分かりやすくしてもらいたいと思っております。ちょっと分かりづらいです。

実際に宿泊税を払うのは、観光に来てくださる方々だと思いますので、それをこの払う方々が納得する形での税率だと思いますので、ぜひこの宿泊税、この税収を本町の観光のいろいろな課題を解決するために、ぜひ本町の観光がよくなるように、選ばれるように利用していただきたいと思っております。以上で終わります。ありがとうございました。

○ 議長 具志堅 勉 これで11番 具志堅正英議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩 (午後0時08分)

再開します。

再 開 (午後2時00分)

日程第2. 議案第33号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって議案第33号は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第34号 本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって議案第34号は、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第35号 動産の買入れ契約の締結についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 質疑いたします。

学習用端末1,350台ということですが、まず端末の平均使用年数は何年かということと、あと今まで、学年によっては違うと思うんですけども、使用頻度、1週間にどれぐらい使っていたのか。あとおうちに持って帰ってもいいよというようにしていたのか。学校だけで使用していたのか。あともう1点は、今まで使っていた端末、使っていた年数ですね、壊れた端末もあったのかどうかを伺います。

○ 議長 具志堅 勉 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 ご説明いたします。

端末の大体の使用年数についてですけれども、大体5年前後を見ております。それから学校の使用頻度については、学校によってばらつきがあるものですから、こちらとしては把握していないのが現状です。学校によってはおうちに帰って勉強してくださいということで、おうちへの持ち帰りがオーケーなところと、学校だけで使ってくださいというところがあるというふうにお聞きしております。壊れた端末はあったのかについては、壊れた端末も実際あって、それを予備機で充当しながら使用しているような状況となっております。説明は以上です。

○ 議長 具志堅 勉 5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 5年間使用して、どんどん使ってほしいわけです。おうちにも持って帰って、タブレット端末を使いこなすぐらいの頻度で使ってほしいと。教科によっても違うと思うんですけども、どんどん使ってほしいと思うんですが、今の説明だと10台以上、過去5年間で1,350台のうちの大体10台以上20台以下ぐらいですかね、壊れていると。ただ、使い方、いろんな経験値とか蓄積していく中で、もっともっと生徒に使っていただくためには、もっとオープンにして使ってほしいと思っているんですけども、使用年数は5年ですから、もっともっと使える活用の仕方もあるのかなと思っているんですけども、教育委員会の見解もお伺いし

ます。

○ 議長 具志堅 勉 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 ご説明いたします。

現在、国を挙げてDXの推進ということもうたっていますので、今回配備される端末については使用頻度を高めることを目的に配備ということで考えているところでございます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって議案第35号は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第36号 権利の放棄についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。8番 仲程 清議員。

○ 8番 仲程 清 この件につきましては、先日の勉強会でもほかの議員からもいろいろと出ましたけれども、私はこれ4者に責任があると思っているんですね、4者というのは、国、県、自治体、事業所、内容から見ましても返済能力はないというふうな判断で権利放棄ということになっているのですが、これは何年になるのか。いわゆる返済期限というんですかね。せんだっての説明で5年あるんだという話をしておりましたけれども、そういうことで間違いないでしょうか。

○ 議長 具志堅 勉 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 松田 武 ご説明いたします。

通常、納期限をまず設けております。初めは今年の3月31日で納期限を持っておりました。そこから時効はいわゆる5年と言われておりますが、その中で督促とかを続けていくと時効はどんどん伸びていくということになりますので、自治体側がちゃんと請求し続ける限りはどんどん伸びていくというふうになります。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 8番 仲程 清議員。

○ 8番 仲程 清 これにつきましては、どんどん伸びていくということですが、この説明書の中で2年、返済の見込みがないという理由づけになっていると思うんですが、基本的には申請した事業所がその制度を知らなかったと。それと自治体もその内容を熟知していなかったということからこれは発生しているわけですが、これにつきましては、先ほども言いまし

たように別途通達があるという詳細について資料はもらえませんでしたけれども、事業所は内容を知らなくて申請しましたと。自治体も内容を知らなくて受理しましたと。県は県で、内容は当然、国、県で定めているわけですから、国、県は知っているんだけどもこれを見過ごしてしまった。要するに、言い方は悪いですけども、めくら印を押したということなのかな。ということで内容からしますと、2年たっても3年たっても返済のめどが立っていないということですけども、これは猶予期間の5年をたっても見込みはないという判断でしょうか。

○ 議長 具志堅 勉 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 松田 武 ご説明いたします。

まず、当初1年計画を打診いたしました。続けて3年計画を打診いたしました。その中で事業所との意見交換も行っていく中で、資力のほう、返せる能力のほうですけども、この事業自体が補助金の収入のみ、あと保育料とかもありますけれども、ほとんど補助金で成り立っております。補助金の性質上、あまり利益が生まれにくい内容になっておりましたので、今現在の預貯金を確認いたしましても、当面の運営費でいっぱいいっぱい。もしくはその当面の運営費すら不足しているような状況でありました。そのため今後も補助金等によって、利益が生まれてくることが見込めないということがありましたので、こちらは債権放棄のほうをしたほうが良いと判断いたしました。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 8番 仲程 清議員。

○ 8番 仲程 清 分かりました。決算内容を見ても限りなく、いわゆるゼロ精算に近いといえますか、そういうような状況であります。どういう形になるかもしれませんが、いずれにしてもこれはあっちゃいけないミスだと思うんですね。そこからして、しっかりした管理体制、チェック体制を組んでいただいて、今後こういったことがないように処理していただきたいと思えます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ありませんか。5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 1点確認いたします。

今後、こういった同じようなことがないように、申請段階、または審査段階での不備を防ぐためにどのようなチェック体制を強化していくのかというのを伺います。

○ 議長 具志堅 勉 町長。

○ 町長 平良武康 今回の事態が発生したことに対しまして、行政を預かる責任者としてもおわび申し上げたいと思っております。補助金の交付要綱の在り方そのものにも、根本的なところに問題、課題があるように私は感じ取っております。通常、国庫補助金につきましては、補助要綱に乗っかって補助事業を執行するわけですけども、その中で別途通達というのは普通はないんですよね。別途通達というものが後で来て、そして上限を決めてあるというところの、いわゆるこれまではないような補助事業の在り方になっているところにも根本的に問題があるのかと思っております。そういうことにつきましては、また機会を見て、県や国とも議論する機会がありましたらそういう議論をしていきたいと思っておりますけれども、いずれにせよ補助事業に係

る要綱、要領というものをしっかりとチェック体制を強化するために、あるいはまた職員の補助事業の持つ配分についても検討しながら、このような事態が発生しないような対応策をいろんな角度から検討していきたいと思っております。

○ 議長 具志堅 勉 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 松田 武 ご説明いたします。

今後の対策についてですが、課長、班長、これまで以上に法令の見落としがないよう注意を払っていかうと考えております。あと一方で、この放課後健全育成事業につきましては、この事業に特化しているNPO法人がございまして、こちらのNPO法人のほうは研修会を定期的に委託すればやっていただけるということがありましたので、今後につきましては研修会のほうを定期的に設けてですね、職員及び事業所の皆様と一緒に間違いがないようにやっていかうと検討しております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ありませんか。11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 この放課後児童クラブへの補助金ですけれども、他市町村にもこの放課後児童クラブを運営している事業所があると思うんですけれども、他市町村はこういう問題は起きていないのかお伺いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 松田 武 県内では、本部町を除きまして5市町村の返還があったとは聞いております。ただ、細かい内容が公表されておられませんので、同じような内容かどうかは分からない状況であります。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 他市町村の内容は分からないということですが、多分、本町と同じような内容だったのではないかと思いますので、ぜひ他市町村とも情報交換しながら、お互いにどういう対策が取れるのか、話合いや連携で国の補助事業は同じようなものですので、やったほうがいいかなと思います。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって議案第36号は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第37号 令和7年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 一般会計補正予算についてですが、この白い冊子の32ページにございます消防費の中に1億5,827万円という補正がついている中で、右の詳細を見てみますと、すみません、質疑がたくさんあって、一気に行きたいと思います。見てみますと、小学校、橋の建て替え工事ということで1億1,200万円ほど計上されております。その中で5つほど質疑したいと思います。その工事の工期はどの程度か。そしてその橋の道幅はどの程度か。3つ目、付け替えの位置、場所は現在の場所なのか、違う場所なのか。あと1つ、2つ目の橋がありますが、あれは架け替えしないのか。5つ目、この1億1,200万円という補正の内容に当たり、学校や東区、地域では毎日のように地域の人とその周辺を交通安全の活動に当たっておられます。そのような東区や地域の方々の意見を聞いたことがあるか、協議などをしたことがあるか、この橋の件については5点質疑いたします。

それから補正予算重要事業一覧の中の、歳入のほうですね、2番目、財産収入のほうですが、車両売払収入ということで100ちょっと余りの歳入があります。町の財産をできるだけ売却することで歳入を増やすように、大変いいことだと思っております。その中で今後一、二年の中で売却予定の財産はあるのか。それがこの105万円とは別で、今後入札者が1者である場合、落札上限を定められないか。上限を超えたらその上限で売却ができないか。といいますのも、予算執行に当たり工事入札するときには通常下限を定めているかと思っております。ですので、こちらで収入あるとき。そして町内の業者や町内の社団法人など、そのようなところに売却をするというような方法で今回もやっているかと思っております。その法人あたりは町内へしっかりと貢献をされていますので、そのあたりの落札の上限、幾らで決めていたら、それから少し上回った上限を定めて、1者ならその上限を超えた落札があったとしても随契のような形で、上限で販売できないのか。今後もあるのであれば町内の業者と一緒にまちづくりをしていくということでもありますので、そのようなことを伺います。

次にその同じ一覧の中の歳出の5番目、本部町防災拠点整備事業、2,941万円余りの補正がついております。その中で内容が書かれてありますが、昨日も喜納議員からありましたように、当事者、協力協定を結んでいる会社との協議などが少し足りないんじゃないのかなと思われました。予算執行に当たるわけですから、それに当たりしっかりと話をせずに進まない、その災害に遭った場合、その場所は困惑すると思えます。なのでその予算執行に当たり、見合うようにしっかりとそういうような皆さんとの協議をしたか、あるいは協議会があるのか、これを聞きたいと思えます。

次に歳出6番目、ちゅらまちづくり、1億1,640万円余りの積立てをしたとあります。その積立ては現在幾らあるのか聞きたいです。ちゅらまちづくり事業での内容を大まかでいいですが、令和6年にやったものでもいいですが、今後こういうのをやるよとか、内容はどのようなことを行っていくのか聞きたいです。

次に歳出8番目、子ども・子育てゆいまーる基金積立金、これも2,259万円ほどの積立てがあるということであります。その積立ての総額は幾らなのか。恐らくゆいまーる基金というのは下のほうに16、17、18あたりにゆいまーる事業と書いてありますが、その予算のことなのか聞きたいです。

今、子育てや教育に関するもので、結構多くの予算が補正として上がってきております。このような多くの予算を執行するに当たり、どのような意見集約をしたのか。教育委員会であるかと思えます。やらないといけないことです。それはその予算を計上して当たり前だとは思いますが。そういう多くの予算を執行する中で幅広く意見集約をしたり協議を重ねたか聞きたいです。以上、答弁お願いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 まず、消防費の本部小学校の橋梁についてご説明いたします。

まず1点目の工期に関しまして、工期は150日の設定をしております。5か月です。次の幅に関してですが、幅というのは全幅のこと……、長さじゃなく。通行できるかどうか。歩道部分も含めて全幅で8メートルを設計で計画しております。次に架け替え、2つある橋ですけれども、その1つ目の橋、一番交差点部から近い橋のほうが老朽化して危険だということで、こちらの1橋目のほうは架け替え、奥のほうの農道部分になるんですけれども、そちらの橋は今回手はつけないということになっていまして、そのままということになっております。次の位置ですね、位置と架け替えの件は一緒にお話ししましたが、位置としては1橋目、一番初めの橋が、今架け替えを対象としている橋の手前側、交差点側のほうに新しい橋を架けようということで今計画しております。最後の5点目の東区や地域と協議したかということですが、今回この事業が防災費がついているということですが、橋の老朽化の危険性が分かったというのがまず初めにありまして、早急に対策しないといけないということで、私たちはまず設計から入りました。その後、今現在設計が終わったところなので、この設計の条件を基に地元、東区とも学校とも協議をして工事の着工に入ろうということを今考えております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 総務課長。

○ 総務課長 宮城 健 説明いたします。

マイクロバスの売払価格についてであります。車両売却売払の収入として105万2,000円としております。マイクロバスの価格自体を町内の事業所のほうで見積りを取りました。予定価格としては40万円程度で見積りが出ておりました。実際、社会福祉法人等に呼びかけをしながらマイクロバスを売却しますというような形で進んでおります。3者当たり、試乗もしているところがあります。今の売却予定の限度額ということであります。1者であればその上限額で契約できないかということであります。地方財政法の中で予算の執行等に関する記述がございまして、「地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。」というようなことがあります。ですので、1者であったところではあるのですが、その出した価格での売却というような形でやっております。上限の設定は今のところやっていないということであります。以上

です。

次の防災費、2,941万1,000円でございます。予算執行するに当たって協議をしたのかということでありますが、これはB&G財団等の防災拠点の設置及び災害時総合支援体制構築事業ということで、機材配備の支援金ということで交付決定を受けているところでございます。B&Gから申請に当たっていろいろ協議する中で、地域といろいろと協議をなさいたいということがありました。例えば救助艇であるとか発電機等を購入していくわけですが、消防とも密接な連携を取りなさいということがございましたので、こういった資機材が必要であるのか、消防と協議をしながら購入する項目を決めております。同時に渡久地行政区、大東山行政区ともに満名川に面しておりますので、満名川に面している区長さんともいろいろ話をしながら、例えば川が氾濫した場合には救助艇が必要だよねというようなお話をしながら、また発電機等も必要ですよねというお話をしながら今回の資機材の整備にこういった項目というものを決めたということになります。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

ちゅらまちづくり応援基金の残高でございますが、約1億5,900万円となっております。あと、事業内容につきましては、寄附する際の用途の目的等に照らし合わせまして、例えばこども医療費の助成事業であったり、本部高校の応援補助金、あとは農業者経営支援事業等、そういった事業に充てております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 松田 武 ゆいまーる基金についてご説明いたします。

令和6年度の基金の残高のほうですが、1,871万6,000円となっております。これに今年度、先ほど議員がおっしゃっていた補正一覧の歳出のほうですね、16番から17、18のほうは事業に充てられます。それ以外にも、こちらは教育委員会のほうでの支出ですが、ほかにも多くの事業を行っております。全部で、今年度言えば15の事業をやっております。その中で大きなもの等を申し上げますと、中学校進学支援事業補助金、南富良野受入事業、児童生徒の派遣費用補助事業などがございます。それ以外にも子育てのほうで額は小さいのですが、保護者のニーズとかをうちの保健師のほうで状況を分かりますので、必要な事業というのをその都度立ち上げてつくっていった状況でございます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 ご説明いたします。

教育予算の計上の仕方についてですけれども、今回補正を出ささせていただいているのが、学校の施設に関する額のほうが大きく計上させていただいております。それについては学校の今ある現状や課題を踏まえた要望をお聞きしながら、各項目まとめて財政と調整しながら予算立てをさせていただきました。それと当初から計上させていただいている予算については執行状況を見ながら補正が必要ということでさせていただいているような状況となっております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 橋のことについてはよく分かりました。マイクロバスについても分かりました。

防災の拠点ということでもありますので、事が起きてしまったら町内各方面へまたがること。各企業や各協力者の要請を仰ぎながらその事業を遂行させるということは目に見えているところでもあります。先ほど説明、話し合いをするということでありましたが、万が一あったときに大きなことになり、みんなが今回も困惑したような様子でした、去年のですね。ですので町内全域にまたがるようなことではありますが、説明や話し合いだけでいいのか。協議会を設置するべきなのか。するのかしないのか、そこも伺いたいと思います。それというのは根本に言いますと、やはりあまり困ることが、その中でもみんなが協力していけるような仕組みにするためには日頃から協議会を立て、日頃から話し合いをして、どうやっていこうというような道筋をみんなで作っていかないとはいけませんので、予算執行に当たり、今後予算執行をされるわけですから、それに当たり協議会を設置するのか聞きたいです。

あとちゅらまちづくり、今、残が1億5,900万円余りということの積立てがあるということでありました。その中から今回も1億1,641万6,000円余りの支出がされております。補正で上がってきております。今後この予算を執行していくはずですが、それについても多く広く町民の意見を集約するような何か、説明や話し合いじゃなくて、協議会ができないのか。それも伺います。

ゆいまーる基金積立金についても、今回の補正で繰り上がった金額と合わせると4,000万円余りということでもありますけれども、これを執行していくのも、今回補正の中でハード事業のようなことが多くありますが、ソフトの事業にも使っていただきたいというところがあります。その補正の中で、人に対するソフト面のあれで、今回恐らくウエイトリフティング部の子が日本一になったときに、役場への横断幕を掲げてくれないかという話があったと思いますが、子育てや地域、社会教育、学校教育、全て含めてみんなで1人でも守って育てていくのが教育だと思います。それが行政運営だと思います。その中で、今回補正が何百万円とか何千万円とか何億円と上がっておりますけれども、あのような横断幕二、三万円のことができなかったのか聞きたいと思います。答えられる範囲でよろしいです。

○ 議長 具志堅 勉 総務課長。

○ 総務課長 宮城 健 防災費の件で、予算執行をするに当たり協議会をつくるべきではないのかということでございます。予算執行するに当たりまして、その予算の中身を決めるために、こういった資機材が必要なのかと決めるために、消防もしくは行政区等と話をし、その中身を決めているということでもあります。ですので、この予算執行をするための協議会ということではなくて、この予算が可決されますと、次のステップとしてはこういった形で予算が通りましたので、そういった資機材を購入していきますと。この使い方であるとか保管場所であるとかそういったことに関しては、もう一度行政区のほうとも相談しながら進めていくべきだろうというふうに考えております。

海陽園と本部園のお話がありました。福祉避難所、高台にある避難所ということでもありません。昨日の一般質問でもありましたが、そちらのほうとはその状況がどうだったのかということを一歩確認しながら、相談しながら進めていくべきだろうというふうに考えております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 ご説明いたします。

島袋議員がおっしゃっているのはインターハイ優勝の件でよろしいでしょうか。高校のウエイトリフティングに関してですけれども、後援会という支持母体があるものですから、後援会と調製しながら、後援会が作成したものを本部町役場の前に張らせてもらっているという経緯がございます。小学生、中学生に対しては教育委員会のほうで作成して掲載しているという経緯がございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 私も何度も話合いの場をつくってほしい、協議会を立ててほしいということは何度も訴えております。今回、補正額が8億7,570万9,000円ということであります。その補正を含めて、令和7年度の予算が現在109億9,000万円余りとなっております。補正を含めてということでこのような大きな莫大な予算を執行するということになりましたが、これからもその8億7,500万円を執行していく。100億、110億余りを執行していく中で、おおよそ大きな事業についてもっと幅広く町民の意見を集約する、予算執行するに当たるにはその原資となるのは、100億の原資となる、110億余りの原資となるのは、町民や国民が払った税金が原資となっているはずで、それからその予算執行について行われるはずで、ですので、その大きな予算執行に当たりもっと幅広く意見集約、協議会を立ててしっかりとまちづくりが繁栄のためにしていきたいと思いますが、町長今後その協議会や諮問委員会を設置するというのは町長の権限であると思います。予算を執行する、8億7,500万円を執行する、今後ですね、補正ですから、そのようなことについて設置するお考えはありませんか。

○ 議長 具志堅 勉 町長。

○ 町長 平良武康 日頃から必要に応じて、必要な部分については協議会をつくって意見を拝聴しながら予算を執行しているつもりでございます。小さい予算まで協議会をつくって議論するといったような時間はとてもじゃないけれども、行政の中ではございません。ですので、必要な部分については当然協議会をつくって、現在もやっておりますし、基本的には執行機関が予算を提案して、そして議会の中で議論して議決をしてやるというのが議会制民主主義の世界ですから、そのルールに従って展開していきたいということでございます。いずれにせよ、予算執行については何分スピード感が重要ですから、そのスピード感をあらしめるように対応しなければいけませんので、必要な予算についてはしっかりと行政組織の中で、この予算を措置しましょうというようなことで、各課から上がってきた予算をヒアリングしながら、そして調整もしながら対応しております。そして執行機関だけで対応するのではなくて、議会というものがありますから、議

会の中で議論して、それで議決をして、どんどんばんばん、迅速に執行していくということに尽きるのかなと思っております。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって議案第37号は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第38号 令和7年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって議案第38号は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第39号 令和7年度本部町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 令和7年度本部町下水道事業会計補正予算ということでもあります。白い冊子の2ページの中に補正計画というのが載っています。補正予算額が2,630万円ということですが、令和8年度から令和9年度までは24億1,220万円ということが債務負担行為として計画されております。そういった中で2,630万円の補正であります、この補正の内容を聞かせてください。

○ 議長 具志堅 勉 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 補正の内容を説明いたします。

内訳の中に書かれております2,630万円余りの内訳でございますが、これは下の債務負担行為とは一旦別なものになります。ページをお開きいただきまして、11、12ページをお願いいたします。

す。こちらで2,633万4,000円の補正の、これは組替えを行っております。補正の理由は、今年度の当初予算で建築改良費の処理場費として7億3,714万3,000円が計上されております。そのうち国庫補助事業の内訳は沖縄振興公共投資交付金として9,480万円、社会資本整備総合交付金、いわゆる防安全として1億4,220万円、デジタル田園都市構想交付金、デジ田金と呼んでおりますが5億円としまして、計7億3,700万円を計上しておりました。当初予算計上分は全て工事費で執行する予定でありましたが、国及び県と調整していく中で、デジ田金と他の国庫補助金と混ぜて使用してはならないという指導が途中でございました。検討の結果、工事をデジ田金で行い、後に関わる債務負担行為と関係しますが、工事に附帯してくるその他の磁気探査等にハード交付金や防安全を充てることにいたしました。それに伴い、工事費から磁気探査調査費等への委託に変更した分の国庫補助率が66%から60%に変更となるために、今回の補正となり、組替えを行っているものであります。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 説明ありがとうございます。今年度から工事に着手するという考えでよろしいでしょうか。そういうことで補正がないといけないということですよ。その補正を含め、総額が130億円余りということになっております。補正も含めてこれを運営していかないと、この計画を遂行させていかないといけないということですが、ここも途中経過の補正の中での質疑ですけれども、その中で、今現在、下水道処理施設を改築するに当たり委員会が設けられているかと思えます。景観委員会というのが設けられているかと思えます。協議会というのではなくて、委員会が設置されているということで、その委員会のメンバーは、谷茶、大浜行政区の区長2人と、そして植物に関する専門家1人と、役場の職員1人と、4名であるということでありました。今回の補正2,630万円余りの補正をしながら計画を遂行、完成させていくに当たり、130億円の総額になる。これは町全体から来る下水道処理施設、町全体というよりも下水処理区域、下水道区域と言われるような区域から来るような施設かと思えますが、地域から2人という委員会というのは、少し寂しいような気がします。ですので、予算執行するに当たり、先ほどから言っておりますがトータル130億円、今後金額の増が見込まれる中ではありますけれども、町全体から来る中で地域から2人の委員というのは少し人数が少ないのかな。人数でその加減をするわけではないですけれども、やはり130億円という我々の税金から支払われたものが原資となり、そこにたどり着くわけですから、そこら辺の意味合いからもっと多くの委員会、言ってみれば協議会ですけれども、そのようなことを今後増やしていくような予定はないか伺います。

○ 議長 具志堅 勉 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 説明いたします。

今、確かに委員会というものを設けており、施設が立地する地元の区長であります谷茶、大浜の区長と、美ら島財団のほうから植物の専門家の方をお一人、私が入りまして4名で構成して委員会をしております。きっかけとなりましたのは、事業の基本設計をつくった段階で地元説明会へ行ったときに、景観に対するご意見がございました。その中で私たちが気づかされるところが

ございまして、景観の重要性、認識はしていたつもりなんですけれども、地域の意見を聞くことは重要だなということから始まっております。この人数で始めているんですが、私たちの考えといたしましては、区長さんに伝えているのは、地域から何かありましたら、いつでも会議に出向いていきますというようなお声かけをしているんですけれども、今後ですね、例えば人数が少ないんじゃないかとか、もっと幅広くというような意見を踏まえて、施設の大きさ、敷地の面積は決まっているのですが、その中で限りある、与えられた僕らの条件の中で、地域の皆さんの意見をどれだけ多く聞き入れるかどうかというのは、今回ちょっと検討して、どういう形にすればより広く意見集約ができるかは考えていきたいと思っております。

○ 議長 具志堅 勉 1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 しっかりと考えているということでありました。今回2,630万円の補正であります。その中で、先ほどから言いますが、130億円余りの予算が最終的には執行されるという中で、やはり区長2人では荷が重いのかなという思いもあります。委員会に入るといことは、いろんなことをそこで発言し、役場の皆さんと協議をする、話し合いをするということですが、やっぱりその周辺にいる住民の皆さんは、その意見を言いたくも言えないというところもあつたりします。やはりその補正も含め130億円の予算を執行していくのであれば、2人ということではなく、谷茶、大浜、近隣の字からあと数名はぜひ入れて、町で抱える一大事業だと思っております。町内全域に関わるような大きなプロジェクトだと思っておりますので、この点を強く要望します。そこら辺を今後しっかりと協議のメンバー、委員会のメンバーに参加する人数が増えていくようお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって議案第39号は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 報告第4号、認定第1号 令和6年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号 令和6年度本部町下水道事業会計決算認定についての5件につきましては、決算審査特別委員会に付託してありました。その報告書が提出されております。

決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会委員長 山川 竜。

○ 決算審査特別委員会委員長 山川 竜 報告第4号 令和7年9月18日、本部町議会議長 具志堅 勉殿。決算審査特別委員会委員長 山川 竜。委員会審査報告書。(1) 認定第1号

令和6年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。(2)認定第2号 令和6年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。(3)認定第3号 令和6年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。(4)認定第4号 令和6年度本部町水道事業会計決算認定について。(5)認定第5号 令和6年度本部町下水道事業会計決算認定について。本委員会は、令和7年9月11日付で付託された上記案件については審査を終了したので、本部町議会会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告します。

決算審査特別委員会報告。1、付託事件、(1)認定第1号 令和6年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。(2)認定第2号 令和6年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。(3)認定第3号 令和6年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。(4)認定第4号 令和6年度本部町水道事業会計決算認定について。(5)認定第5号 令和6年度本部町下水道事業会計決算認定について。2、審査結果、(1)認定第1号 原案のとおり決定とする。(2)認定第2号 原案のとおり決定とする。(3)認定第3号 原案のとおり決定とする。(4)認定第4号 原案のとおり決定とする。(5)認定第5号 原案のとおり決定とする。以上でございます。

○ 議長 具志堅 勉 議長を除く全員による決算審査特別委員会の委員長の報告でした。よって質疑、討論を終結します。

これで報告第4号 決算審査特別委員会委員長による委員長報告は終わりました。

日程第10. 認定第1号 令和6年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。認定第1号について採決します。

この決算認定に対する委員長の報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって認定第1号は、認定することに決定しました。

日程第11. 認定第2号 令和6年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

認定第2号について採決します。

この決算認定に対する委員長の報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって認定第2号は、認定することに決定しました。

日程第12. 認定第3号 令和6年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

認定第3号について採決します。

この決算認定に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって認定第3号は、認定することに決定しました。

日程第13. 認定第4号 令和6年度本部町水道事業会計決算認定についてを議題とします。  
認定第4号について採決します。

この決算認定に対する委員長の報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって認定第4号は、認定することに決定しました。

日程第14. 認定第5号 令和6年度本部町下水道事業会計決算認定についてを議題とします。  
認定第5号について採決します。

この決算認定に対する委員長の報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって認定第5号は、認定することに決定しました。

日程第15. 選挙第7号 本部町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に喜屋武隆男君、本部町字谷茶。同じく選挙管理委員、島田吉浩君、本部町字渡久地。同じく選挙管理委員、桃原清吉君、本部町字大堂。同じく選挙管理委員、上間 貢君、本部町字新里。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した喜屋武隆男君、島田吉浩君、桃原清吉君、上間 貢君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

日程第16. 選挙第8号 本部町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員補充員に松川秀清君、本部町字渡久地。同じく選挙管理委員補充員、崎浜秀茂君、本部町字大浜。同じく選挙管理委員補充員、島袋重則君、本部町字野原。同じく選挙管理委員補充員、伊佐常雄君、本部町字伊豆味。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した松川秀清君、崎浜秀茂君、島袋重則君、伊佐常雄君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りします。議案第40号 本部町宿泊税条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第40号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

休憩します。

休 憩 (午後3時00分)

再開します。

再 開 (午後3時17分)

追加日程第1. 議案第40号 本部町宿泊税条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号 本部町宿泊税条例の制定について。本部町宿泊税条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和7年9月18日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、観光振興に関する施策に要する費用に充てる法定外目的税として宿泊税を課するため、条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

条例案の後の議案第40号参考資料のほうをご覧ください。先だつての勉強会時の資料を添付してございます。1枚おめくりください。本部町宿泊税の制度概要でございます。まず課税客体、旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業、住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設における宿泊。税収の使途、安全かつ安心して快適な観光の実現、観光旅客の受入れ態勢の充実強化、その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てる。課税標準、1人1泊当たりの宿泊料金(ただし、宿泊料金10万円を

上限とする。)。税率、定率1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする。）。したがって、2%徴収することになっておりますので、0.8%が県税分になります。収入見込額、約2億6,000万円。施行予定日、令和9年1月1日施行予定となっておりますが、令和8年度中、県の方と足並みをそろえてということで検討しております。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 何点か質疑いたします。

今、令和9年1月1日施行予定を、県と足並みをそろえるという説明があったかと思うんですけども、ホテル側からすると、夏は避けてほしいというのは、忙しい時期に新しい制度を導入するというのは混乱が生じると思いますので、県と足並みをそろえる令和8年度は何月なのかというのが分かれば、説明をお願いしたい。

あと、条例を見ていると、ちょっと厳しい……、徴収納付を伴う事務負担というんですか。宿泊側がある程度の事務負担を背負ってこの宿泊税というのは成り立っていくわけですが、この条例を見ていると、例えば4ページ、10日以内という、この10日という数字がよく4ページに出てくると思うんです。例えば経営を廃止したときに、その廃止した日から10日以内に町長に届けなければいけないとか、この10日以内の10日というのはどこから来ているのか。事務負担を背負っている宿泊側にあまり負担を背負わせないような制度設計がいいのかなと思います。この10日というのはどこから来ているのか。

あと第12条です。特別徴収義務者は毎月末日までに、前月の初日から末日までの1か月間の宿泊税の申告書を提出する。納入金を納入しなければならない。毎月末日までに納入金を納入する必要が生じると思うんですけど、これはホテル側からすると、かなりの負担感が毎月毎月あるんじゃないかというふうに思うわけですが、当局の見解を伺いつつ、ほかの自治体はどうしているのか。県がそういう制度なのか。そういったところも含めて説明をお願いしたいです。

先ほど来、質疑をしています宿泊者と事業者双方にとって納得感のある税制にすべきだと思います。そういったところの説明とか事業者側とどういった形で合意形成を今後取っていくのかというのを伺いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 施行時期であります。令和8年度中を目指しております。県と先行導入市町村、足並みをそろえてということを考えております。

第11条にあります10日以内ですが、この条例についても県の条例に準じた形となっております。

第12条の、原則毎月、前月分の申告納税ということにはしておりますが、議員おっしゃるとおり、小規模事業所等はかなり厳しいのかなと思っていて、3か月まとめて納付いただくということとしておりますが、詳細については規則のほうで定めることとしておりますが、規則のほうは現在県のほうと合わせて調整中で、まだ確定ではございません。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 産業振興統括監。

○ 産業振興統括監 並里 力 ご質疑のございました特別徴収義務者との合意形成の部分です

が、まずもって県の検討委員会の際に委員の中にホテル衛生組合の委員、ホテル協会の会長、副会長等もございまして、当初はかなり反対もありましたが、明るい沖縄の観光をしっかりとくっていくという議論の中で合意をいただいたという流れでございます。また、本町内の主要ホテルのほうにも以前より説明をし、こういう形で合意形成をして、そして条例化をして選ばれる観光づくりということを話しをし、今現在進めているところでございます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 この条例をつくるにあたって、本部町の宿泊事業者、その代表の方、ホテル協議会ですとか、そういったところも確認はされているという認識でよろしいのか。

あと、県の導入時期が分かれば、季節感的に夏なのか、令和8年度の秋なのか。令和8年度といえ来年になりますので、そういったところの情報がもしあれば説明をお願いしたいと思います。

もう1点、この宿泊税ですけれども、先ほど来質疑しています宿泊者と事業者にとって、納得感のある税制にもしていきたい。事業者にとって負担感を背負うことになりますので、そういったところを丁寧に説明しながら、配慮のある納入、余裕のある納入というんですか、そういったところもぜひ配慮していただきたいと思います。

あと使途について、一般質問でも複数議員からの提案もあったかと思いますが、町民事業者の声として私のほうからも述べさせていただくと、本部町が選ばれる観光地になるに当たって、観光事業者の人材育成、例えば何か資格、観光サービスの接遇の資格ですとか、そういったところ分かりやすい人材育成のところに観光宿泊税を活用できないかという町民事業者のほうからも話がございます。人材育成に活用できる、おもてなしを上げられるということであれば、そこに雇用したい、応募したいという若い方たちも集まってくる可能性もありますし、観光客も本部町に行ったらおもてなしが整っていると、分かりやすい形で宿泊者も宿泊税を納めることができますし、事業者にとっても自分たちのスキルアップも兼ねていて、それに事務負担を負っているんだということも理解ができれば、そこは説明の中で合意形成ができる一つの案なのかなというふうにも思います。ぜひ、そういったところも含めて担当課、どちらかの見解もお伺いしたいと思います。

○ 議長 具志堅 勉 産業振興統括監。

○ 産業振興統括監 並里 力 ご説明いたします。

まず導入の時期ですが、今こちらのほうには、先ほど令和8年度中ということになっておりますが、議員おっしゃるように、例えば1月1日ですと繁忙期になりますので、ホテル事業者からするとこの時期はまずいと。非常に業務が多忙な時期に導入はやめてほしいという意見は確かに私も聞いております。その意見を基に、県のほうとも、あと導入予定の5市町村とも施行日についてはもう少し議論していこうということになっておりますので、先ほどの答弁どおり令和8年度中ということになっております。恐らくその前になることはないでしょう。というのはシステム改修等がございますので、そちらを鑑みると令和8年度中の後半ということでご説明をさせて

いただきます。

あと使途については、おっしゃるようにソフト面、特に人材ですね、そちらのほうに重きを置いて、今後質の高い観光地づくりと私先ほど答弁させていただきましたが、人材育成、あとホスピタリティですね、そういったものを重視して、人がいなければ、従事者がいなければサービスも伴いませんので、しっかりとしたホテル事業様との意見を集約し、またこの財源が生かされるように活用していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ありませんか。1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 宿泊税導入ということで、先ほど県のほうも決定して、収入があるということは大変いいことであると思っております。その中で、本部町宿泊税導入委員会設置要綱というのがあります。手元に届いておりますが、その中で委員会において意見を求めることは次のとおりという中の2条の4番目に、宿泊制度の運用に関することということでもあります。運用ということであれば、収入と支出、そしてどのように使っていくかということになっているかと思っております。その中で、その3条の委員の中に、町長は次にあげるうちの者から委員への参加を求めるものとする。学識経験者、町内各関係団体の長、観光に優れた識見を有する者、その他町長が認める者ということでもあります。

まず、1つ目の質疑です。本部町を行政運営していく中で条例がたくさんあります。おおよそそれにのっとって行政運営をしていくのだと私は理解しております。その条例はたくさんあります。教育に関する条例の中にも議会の議員が4名とかですね、港に関する条例にも議会議員とか、土地活用に関する条例についても議会議員であるとか、旧飛行場跡地利用の条例についても議会議員であるとかということが書いてあります。その委員の要綱を設置したということですが、その委員の中になぜ議員が入っていないのか。いろんな条例、これは設置要綱でありまして、どちらかという条例のほうに重きがあるかと思っております。過去からするとその条例の中にそのような議員も入っております。重きがある条例の。今回は設置要綱ということでありました。以前もプロジェクトチームというようなこともありました。そういう中になぜ議員が入っていないのかというのを聞きたいです。

そして2つ目に、今チームがあるということでありました。法定外目的税導入プロジェクトチーム、そこで今回の委員会も運営していくのか、その委員でですね。その場合の令和5年に発足したプロジェクトチームでやる場合、その委員の中の行政職員の割合はどの程度か教えていただきたい。2つ目が、そのプロジェクトチームでやるのか。3つ目がその場合、その行政職員の割合はどの程度か。4つ目、そうでない場合、これからその委員を人選していく、そういう場合、今決まっているのであればその人員の割合は、行政の職員は何名なのかということを知りたいです。何を先ほどから言おうとしているかといいますと、収入と支出に対して町民の意見を広く入れてほしいという意見があります。そういう中で地域の人というのは陸地や海域、産地、いろんなこと、農地であるとかいろんな魅力を知っている方が多くいます。その中に町長が適当と認める者とありますので、それに該当するのかなという思いもあります。その委員会の中に、大規模

ホテル以外の民間の方々をおおよそたくさん、おおよそ多く、7割ほど入れられないのか。5つ目ですね。その5つをまず質疑したいと思います。

○ 議長 具志堅 勉 住民生活統括監。

○ 住民生活統括監 仲宗根 章 説明いたします。

1点目だけ私のほうで答えさせてください。議会議員がなぜ各種委員等に、審議会等に入っていないかということですが、十数年前に議会のほうで議論になりました。議論の中で議員が逆にそういった委員に入るのはいかなるものかということでも議論しまして、内部でもませていただきました。予算の最終的な計上の権限は議会議員に決定権がありますと、否決権がありますと。あと事業執行のチェックも議員としてチェックができる立場であります。決算の認定も否決を持っているということで、あくまでも最終的な決定を持っているということで、執行側のチェック機関として最終的なもので立ち会うべきだということで、当時、これから条例等の改正がある場合、あるいは規則、要綱等の改正がある場合は、議会議員は除きましようということで除いた経緯がございます。ただ、法定で定められている、例えば民生委員の推薦委員とかは法律で議員が入ることが決められておりますので、そういった法律で決められているものを除いては、今後条例改正等がある場合、議員は除きましようということで十数年前にそのような議論がされて、今もそれを踏襲しているということでございます。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

宿泊税導入委員会ですけれども、既存のプロジェクトチームとは全く別の組織となっております。既存のプロジェクトチームにつきましては庁舎内での検討をする協議体となっております。このメンバーですけれども、学識経験者、町内関係団体等の長ということがありますが、今ですね、16名を予定しております。まず町内の主要ホテル7事業者、あと民泊の代表、ダイビング協会、観光協会、商工会、沖縄美ら島財団、あと学識経験者として名桜大学の観光の専門の先生を予定しているところでございます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 過去に議員が入ったらふさわしくないというような議論があったと。進めていく中で予算執行や権限を決めていく立場であるから、その中に入るのは進めるに当たりふさわしくないということでありました。だとしたら、ここにある条例幾つかもそのようなことだと思いますが、これには触れはしません。先ほど委員の数が16、ホテル、民泊、ダイビング、観光、商工とありました。その中で、今話された皆さんはそこで商売をされている、ホテル、民泊、ダイビング、観光、商工は商売をされている皆さんであるかと思います。しかし町の魅力というのは商売されている方だけが分かるわけではありません。そこに住んでいる方がその魅力をしっかりと分かっているはずで、その魅力をなかなか本部の町民は発信することがやりにくい、下手くそというようなことがよく言われております。ですので、ここを機に宿泊税ということで観光の質を上げていくという目的であれば、町民、住民の中から本当に本部の魅力を知って

いる方を入れて、そこら辺からどういうふうな事業をしていくか、予算執行に充てていくかということで行かないと、なかなか本筋の、本部町の本来の魅力を見出すことができないのではないかと私は思っております。ですので、そこら辺のものを事業者だけではなくて、住民を多く入れてほしいというのが思いであります。ですので、委員会設置要綱とありました。これから設置するのでしょうか。設置しているんですか。これはいついつ発動しますと、9月17日からと書いてあります。もう設置をしたということでした。後ろに書いてありますね、9月17日から施行すると書いてあります。今後、このような多くの魅力を知っている町民、住民を多く入れてほしい。これは協議会ではないんですけれども、使用する金額によって観光客が魅力を感じられるような取り組みにしていくということでもありますので、先ほど使途について人材などソフト面に使途はありますよということでありましたけれども、本部町の魅力は何と言っても海であるわけであります。海と山、いろんなことが折り重なり、観光の魅力として本部町に多くの観光客が来ているかと思えます。ですので、この河川域や海域を守るための、そのような地域の方、ウミンチュであるとそこら辺をしっかりと魅力を見出せるような地域の方を入れてほしいと思えますが、その委員会の構成を今から変えるというような考えはないか伺います。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

先ほど委員会のメンバーの中に、すみません、抜けている方がいらっしゃいまして、本部町の区長会長も委員のメンバーに入れております。行政代表ということでプロジェクトチームリーダーの副町長も入っております。その他、町民代表、住民代表を入れられないかということですが、ここら辺は今後検討していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 町長。

○ 町長 平良武康 16名、関係する専門分野の中からほとんど網羅した構成になっていると考えております。事業者も住民でありますし、いろんな角度から検討できるメンバーがそろっているというようなことで現在のところ判断しております。このメンバーでもう既に第1回の会議も開く予定をして着々と前に進めております。ですので、議員がおっしゃっていることも分かりますけれども、この皆さんでスピード感を持って進めながら、そしてその中で不都合な部分があれば検討していくということで、ご了解いただければこう思っております。

○ 議長 具志堅 勉 1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 ありがとうございます。使途について、ソフト面ということでしたが、しかし、ハード面にしっかり予算を投じて行かないと、本部町の魅力ある海域や河川、山は守れないかと思えます。ですので、ソフト面のみならず、ハード面にもしっかりと手厚い予算立てを考えていくのか、またそれを実行していくのか、ハードとソフト面、両方一緒じゃないとこの宿泊税、目的を達成することができないかと思えますので、ハード面についても収入が2億6,000万円見込まれると。数年かけていきますといろんなことができるだろうという想像をしております。観光客が多くなればなるほど、その収入は多くなるんだろうということも思っております。

ます。ですので、本部町の一番の魅力であるものをしっかり守っていくようなハード事業もしっかりと考えていくのかお聞きいたします。

○ 議長 具志堅 勉 産業振興統括監。

○ 産業振興統括監 並里 力 ご説明いたします。

議員おっしゃるように、ソフト面だけではなくてハード面、自然環境を守ることが一番の目的ですので、そちらのほうにもしっかりと予算をつけて、魅力あるまちづくりという形で納得し得る予算執行を目指していきたいと思えます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 よろしいですか、先ほどの1番 島袋 恵議員に補足ですけれども、先ほどのプロジェクトチームの委員会活動についての議員の有無に関して、十数年前に議会運営委員会でこれには入らないほうがいいと。例えば本会議で審議しにくいなどの理由があつて、申出をしたのは議会のほうから行政側に伝えたそうですので、補足しておきます。

休憩します。

休 憩 (午後3時47分)

再開します。

再 開 (午後3時48分)

ほかに質疑ありませんか。2番 松本一也議員。

○ 2番 松本一也 先ほど上程された条例なので、中身まで全部読み込むことはできませんので、少しだけ分からない点を教えてください。1つ目に、納税義務者ですけれども、最近、ちまたをあちこち歩きますと、こんなところに宿泊所があるんだみたいなところがありまして、ゲストハウスとかドミトリーとか多く増えてはいるのですが、その納税義務者をどのように把握するのかと思いました。もちろんこれは沖縄県税もありますので、県も把握するんだろうなと思うんですが、町では観光協会や商工会など、加入しない宿泊所などがありますので、どのように納税義務者を把握するのかをお聞かせください。

それと2点目、目的税ですけれども、本部町は既に入湯税という目的税があるはずなので、そこも特別徴収されていると思えますが、この納税までの流れは同じなのか。もし同じであれば申告及び納付の流れを説明していただければ分かりやすいのかなと思えます。2点お願いします。

○ 議長 具志堅 勉 住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 ご説明いたします。

納税義務者については、旅館業法の許可申請件数ですとか、消防への消防設備の申請件数、あとはネットの宿泊情報サイトで粗々納税義務者のほうは把握しようと考えております。

入湯税と同じ形での納税方法にはなるんですが、イメージとしては町県民税のほうですね。住民税と一緒に徴収して納付するということですが、入湯税のように申告納税で何名入湯があったという申告書でもって報告して納税いただいております。

○ 議長 具志堅 勉 2番 松本一也議員。

○ 2番 松本一也 納税義務者の把握ですけれども、本部町のほうで調査して、それを沖縄県に通達する流れでしょうか。それとも先ほど言っていた旅館業に届出のある、許可するのは沖縄県なので、沖縄県のほうで把握して本部町はこれだけ宿泊所があるので、納税義務者はこれだけ

ですねと指示するのかですね、そのところがちょっと分からない。

あと、入湯税の納付の流れですけれども、申告はいつやって、納付はというふうにするのか。本部町で納付書を発行するのかとか、多分銀行に納付されると思うんですけれども、自動的に納めるといふことであれば手数料などが出るはずなんですけれども、その納付書については本部町で発行して届けるのかどうか、そのところを教えてください。

○ 議長 具志堅 勉 2番 松本一也議員、議題以外の税収ですので、入湯税は。宿泊税に関してのものだけです、注意願います。

休憩します。

休 憩（午後 3 時 52 分）

再開します。

再 開（午後 3 時 53 分）

住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 県税分も含めた宿泊税ではございますが、まず本部町のほうで実数としては把握したいと考えております。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第40号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって議案第40号は、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第7回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

これで議会を閉じます。

令和7年第7回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会（午後 3 時 55 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 具志堅 勉

本部町議会議員 松 田 大 輔

本部町議会議員 山 川 竜